

文教委員会会議記録

文教委員会委員長 上原 康樹

1 日時

令和6年3月18日(月)

午前10時0分～午後3時46分

(休憩 午後0時7分～午後1時1分、午後2時48分～午後3時12分)

2 場所

第3委員会室

3 出席委員

上原康樹委員長、高橋こうすけ副委員長、関根敏伸委員、小西和子委員、岩崎友一委員、川村伸浩委員、工藤大輔委員、飯澤匡委員、斉藤信委員、小林正信委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

増澤担当書記、谷地担当書記、久保併任書記、赤前併任書記

6 説明のために出席した者

(1) 教育委員会

佐藤教育長、菊池教育局長、坂本教育次長兼学校教育室長、西野教育企画室長兼教育企画推進監、古川教育企画室予算財務課長、佐々木教育企画室学校施設課長、度會学校教育室学校教育企画監、武藤学校教育室首席指導主事兼義務教育課長、中村学校教育室首席指導主事兼高校教育課長、安齊学校教育室特命参事兼高校改革課長、多田学校教育室首席指導主事兼産業・復興教育課長、最上学校教育室首席指導主事兼特別支援教育課長、千田学校教育室首席指導主事兼生徒指導課長、大森教職員課総括課長、熊谷教職員課首席経営指導主事兼小中学校人事課長、駒込教職員課首席経営指導主事兼県立学校人事課長、菊池保健体育課首席指導主事兼総括課長、小澤生涯学習文化財課首席社会教育主事兼総括課長、佐藤生涯学習文化財課首席指導主事兼社会教育主事補兼文化財課長

(2) 文化スポーツ部

小原文化スポーツ部長、加藤副部長兼文化スポーツ企画室長、
柏葉文化スポーツ企画室企画課長、鈴木スポーツ振興課総括課長

7 一般傍聴者

3人

8 会議に付した事件

教育委員会関係審査
(議案)

議案第78号 権利の放棄に関し議決を求めることについて

9 議事の内容

○上原康樹委員長 ただいまから文教委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

なお、本日は教育委員会から3件の報告について発言を求められており、そのうち岩手県における学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する方針については、文化スポーツ部も関係いたします。このため、本日は文化スポーツ部関係の議案等の審査はありませんので、文化スポーツ部職員に対する委員会への出席要求は行っておりませんが、教育委員会のこの際が終わった後に執行部職員の入れかえを行い、教育委員会及び文化スポーツ部の関係職員を入室させ、発言を許したいと思っております。

また、文化スポーツ部から第2期岩手県スポーツ推進計画の策定についてほか1件について発言を求められておりますので、教育委員会及び文化スポーツ部の報告後に執行部職員の入れかえを行い、文化スポーツ部の関係職員を入室させ、発言を許したいと思っておりますので、あらかじめ御了承願います。

初めに、教育委員会関係の議案の審査を行います。議案第78号権利の放棄に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○大森教職員課総括課長 議案第78号権利の放棄に関し議決を求めることについて御説明を申し上げます。

議案(その2)の159ページをごらん願います。あわせて、資料をごらんいただきたいと存じます。1、提案の趣旨でございますが、過払い給与返納金に係る権利を放棄するため、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。

2の放棄する権利の内容等ですが、未回収となっております過払い給与返納金に係る債権25万5,051円であります。

3の権利放棄に係る経緯でございますが、自己破産により免責決定され、回収が不可能となりましたことから、当該権利を放棄しようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○上原康樹委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○斉藤信委員 この過払い給与返納金が発生した経緯と自己破産になった経緯を示してください。

○大森教職員課総括課長 この元職員ですが、一関市立花泉中学校の教諭（後刻「講師」と訂正）でありました令和4年4月から令和5年2月までの間に自身が担当する第3学年の会計の業務において、学年会計の預金通帳から3回にわたってお金を引き出し、合計57万円を私事に費消し、また学年会計に係る業者への支払い12件、計52万5,000円余について支払いに関する事務を怠り、通帳から引き出した現金を自らの机に最長7カ月間保管するなど、不適切な取り扱いをしたことに伴い、令和5年3月13日に懲戒免職処分となっております。

その後の経過でございますが、3月13日に教育委員会定例会におきまして懲戒免職の処分が決定され、過払い給与の返納金を計算いたしまして、総務事務センターから令和5年4月11日付で本人宛て返納通知をしています。4月26日納入期限ということで本人に対し過払い給与の返納通知をしております。その後、4月26日までに納入されず、弁護士から4月28日付で受任通知を受任した旨の通知を受理し、破産の手続の開始申し立てが同年5月30日に行われております。破産手続の開始決定、破産管財人の選任が同年6月15日に行われ、最終的には破産手続の終結、免責決定が令和5年9月25日に行われたものであります。

○斉藤信委員 一関市立花泉中学校教諭時代に学年会計の預金通帳から57万円横領したということですか。業者に対する支払いは52万5,000円ですか。これについてはどう解決されているのか。過払い給与とはどういう意味か示してください。

○大森教職員課総括課長 まず、私事に費消いたしました57万円については、御家族から全額返納されておきまして、滞っていた業者への支払いも適切に処理しております。

それから過払いの関係であります。毎月給与が基本的に15日に支払われますが、これは15日に1か月間勤務をしたものとみなして支払われるというのが通例でありまして、この職員は令和5年3月13日付で免職ということになっておりますので、職員が辞めるときにはそこまでの給与を支払うということになっておりますが、この令和5年3月は勤務をすべき日が23日あって、勤務を要する日が9日間あったということで、残りの14日分についての給料と教職調整額と教員特別手当を日割計算をしまして、その払い過ぎた分を返納してもらおうという手続が生じました。

加えて、この事案が発覚した後、一関市教育委員会がこの職員を自宅待機にしておりまして、自宅待機のとときに年次がある場合は年次を行います。それ以外は欠勤という扱いになっておりますので、その欠勤分、合計70時間分、日割りで計算した給料が15万1,000円余、欠勤分が10万円余ということで、合計25万5,000円を返納する命令を4月11日に行き、結果的に払われなかったということでございます。

済みません、教員といいましたが、講師でございます。

- 齊藤信委員 講師。
- 大森教職員課総括課長 講師でございます。
- 齊藤信委員 教員でなくて講師。
- 大森教職員課総括課長 講師です。
- 齊藤信委員 最初の説明だと、令和5年4月11日に懲戒免職処分と。
- 大森教職員課総括課長 済みません。3月13日付で懲戒免職処分をし、4月11日付で給与の返納命令をしているということでございます。過払い分の返納すべき給与が整理をしまして4月11日に本人に対して返納命令ということでもあります。
- 齊藤信委員 文教委員会で報告された記憶がないけれども、報告されていないですか。
- 大森教職員課総括課長 議員の皆様には懲戒処分の都度処分した旨の御連絡を差し上げておりますが、この件についても御報告は差し上げております。
- 齊藤信委員 ファクスで来ても、中身が全然わからない。いつも重要な案件のときにはきちんと教育長がおわびするではないですか。そういうものもなかった。これは懲戒免職処分だから不祥事です。そういうものはなく、一遍の通知だけで済ませてきたということですか。
- 大森教職員課総括課長 この件につきまして、教育長が議会の場で陳謝したという例はございませんでしたが、いずれ議員の皆様には処分をした旨の御連絡は差し上げております。
- 齊藤信委員 処分をした旨の連絡をしていることはわかりましたが、この議案では何が起こったかわからない。あなたの説明もこの議案の説明では事件の中身が全然わからない。今質問して、使い込みや業者への支払いの滞りがわかったのです。
- だから、ファクスでの通知は、全然通知になっていないと思う。教育長、こういう不祥事が起きたときには、きちんと事件の概要を明らかにしないとだめではないですか。
- 佐藤教育長 懲戒処分等があった際には、議員の皆様にもその都度お知らせをしているわけですが、このように重大な事案につきまして債務を免除する事案にも至っておりますことから、丁寧な説明に努めてまいりたいと考えております。
- 齊藤信委員 了解。
- 上原康樹委員長 ほかに質疑はありませんか。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 上原康樹委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。
- これより討論に入ります。討論はありませんか。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 上原康樹委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。
- これより採決いたします。
- お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。
- 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

この際、お諮りいたします。教育委員会から岩手県教育振興計画（2024～2028）最終案についてほか1件について発言を求められておりますが、十分な質疑時間を確保するため、執行部からの2件の報告後に報告に対する質疑をまとめて行い、その後委員からのこの際発言といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。

それでは、順次発言を許します。

○西野教育企画室長兼教育企画推進監 それでは、岩手県教育振興計画（2024～2028）の最終案について御説明いたします。

まず、資料①の1ページをごらんください。1の策定の趣旨から4の計画の構成までは、令和5年12月7日の当委員会で説明させていただきました素案と同様ですので、説明は省略させていただきます。

5の検討経過ですが、(2)のとおり、12月の当委員会で説明させていただいた後、(3)のとおり、パブリックコメントを実施したところであります。パブリックコメントにおける御意見の反映状況は資料記載のとおりですが、パブリックコメントにおける御意見や当委員会をはじめ県議会からいただいた御意見等を踏まえまして、(1)の第5回教育振興基本対策審議会において答申案を審議し、ことし2月16日に当審議会から答申をいただいたところであります。今回お示しする最終案は、この審議会からの答申等を踏まえたものとなっております。本日計画内容の説明につきましては、前回お示しした素案からの主な変更点について説明させていただきます。

2ページをごらんください。まず、上段でございますが、第2章、1の目標、学校教育における目指す姿でございますが、予測困難な時代というのは前回にこの表現を使っておりましたが、12月の当委員会やパブリックコメントで、これからの社会のあり方を押しつけるのではないかという御意見をいただいたところです。そのような表現がなくても趣旨が伝わると判断いたしまして、修正いたしました。

そして、資料にないのですが、この目標においては、自分らしくという文言についても当委員会、パブリックコメントで御意見をいただきましたが、昨年末に国のこども大綱が示され、その目指すこどもまんなか社会において、個性や多様性が尊重され、尊厳が重んじられ、ありのままの自分を受け入れて大切に感じることができ、自分らしく、ひとりひとりが思う幸福な生活ができる社会と掲げられております。また、第5回岩手県教育振興基本対策審議会において、自分らしくという表現の議論において、自分らしい、自分らしさという言葉は自己存在感や自己肯定感につながる文言であるという意見があり、答申が出されていることなどを勘案し、素案からは変更しないこととしております。

また、地域とともにある学校という表記について、学びの場の多様化を踏まえ、本計画の目標には記載しておりませんでした。重要なことであることから、第3章の7の学びの基盤づくりや9の学校と家庭・地域との協働の推進において、地域とともにある学校づくりや学校を核とした地域づくりの実現に向けた取り組みを明記しているところでありませぬ。

資料に戻らせていただきます。次の段の第3章、2、確かな学力の育成においてでございますが、12月の当委員会から1人1台端末の活用について御意見をいただいたことを踏まえ、現状と課題にICTの活用について追記し、取り組むべき内容の明確化を図ったところでございます。

次に、3ページをごらん願います。上の段、3、豊かな心の育成において、学校の図書館の充実についてパブリックコメントで意見をいただいたことを踏まえ、県と市町村教育委員会の役割として追記したところでございます。

次の段、7、学びの基盤づくりの6、教育への情熱と高い志を持つ有為な人材の確保・育成、資質向上において、教員の指導において、もっと広い不適切なかかわり方の根絶についてパブリックコメントで意見をいただいたことを踏まえまして、不適切な指導は決して許されないと追記したところでございます。

4ページからは、令和6年度当初予算案を踏まえ追記した内容となりますが、詳細の説明は省略させていただきます。

以上が計画内容の主な変更点でございますが、御説明した箇所以外の修正につきましても、資料③、計画最終案本文に下線を引いております。

なお、データの時点修正、細かな文言修正等については下線を引いておりませんので、御了承願います。

最後に、今後の予定でございますが、3月21日の教育委員会定例会の議決を経て、今年度中に計画を策定する予定です。説明は以上となります。

○最上特別支援教育課長 続きまして、新たないわて特別支援教育推進プラン最終案につきまして御説明申し上げます。

資料①の1ページをごらんください。1の策定の趣旨につきましては、本県特別支援教育施策の基本的な考え方や具体的施策の方向性を示し、広く県民との連携・協働の下、子供一人一人の教育的ニーズに応え、「共に学び、共に育つ教育」のさらなる推進を図るものであります。

2ページをごらんください。本推進プランの策定につきましては、これまで検討してきました内容を案としてまとめ、パブリックコメントを昨年の12月11日から本年1月10日までの1か月間実施いたしました。県民の皆様から57件の御意見が寄せられ、それらの御意見を踏まえながら、最終案として取りまとめました。

3ページをごらんください。パブリックコメントの御意見を踏まえた新推進プランへの反映内容を改めて御説明いたします。

ウ、意見の反映による変更内容をごらんください。次の5点が意見の反映による変更内容でございます。1点目、国の動向について、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議報告では、令和4年9月の障害者権利委員会対日審査における総括所見等を踏まえ、インクルーシブ教育システムの理念の更なる実現に向けてという表記を加えるとともに、文末を取組等を中心に検討を進め、その方向性が示されました。と変更しました。

2点目です。いわて特別支援教育推進プランの基本的な考え方につきまして、新推進プランにおいては、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進を踏まえという表記を加え、いわて特別支援教育推進プランの基本理念は国の特別支援教育の考え方を基にしていることを示しました。

3点目です。教育支援のためのガイドラインの改訂と早期からの教育相談・支援について、御意見を基に、県教育委員会は、教育支援に関する助言・援助を市町村だけではなく特別支援学校にも丁寧に行っていくこととします。また、就学後の合理的配慮や学びの場等の継続した検討・調整につきましても取り組んでまいります。

4点目です。複数校の特別支援学級が連携した授業交流・研修等につきまして、御意見を基に、中心的役割を果たしている特別支援学級を核とした地域内の複数校の特別支援学級におけるという表記を加え、授業交流・研修等の実施に取り組んでまいります。

5点目です。卒業後の余暇活動の充実に向けた情報提供につきまして、御意見を基に卒業後の生涯学習（余暇活動を含む）の充実に向けた情報提供と変更し、生涯学習（余暇活動含む）に関する情報発信を関係する部局や担当課と連携して進めてまいります。

以上がパブリックコメントに寄せられた御意見を反映し、変更した部分となります。

最後に、今後の予定ですが、3月21日の教育委員会定例会の議決を経て、本年度中に計画を策定する予定です。策定後におきましては、関係する部局や担当課と連携しながら、本プランを推進してまいりたいと考えております。以上で説明を終わります。

○上原康樹委員長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

○小西和子委員 まず、岩手県教育振興計画のパブリックコメントについて、大きく踏み込んで取り入れていただいたということに対して敬意を表したいと思います。ありがとうございました。

この冊子を前日に渡されたので、十分見れなかったのですが、現状値よりも目標値が低くなっている箇所が何ページかありました。例えば、42ページ上段です。

それから、62ページのプランとのかかわりのところはしっかりと実行していただきたいです。

70ページでございますけれども、下段のところの子育てサポーターが現状値が892人に対して目標値が625人と、がくっと下がっています。何か理由があると思うのですが、わからなかったです。

74ページは現状値と目標値から乖離して、いきなり10ポイント以上を目標値にしている

ところもありますし、件数ですと 2,000 件もプラスにしているところ、そういうところが気になりました。全体としては多くの県民の御意見を取り入れたというところに敬意を表したいと思います。その数値のところを、もしも答弁できるのであればお願いしたいです。

○**西野教育企画室長兼教育企画推進監** 本計画は、目標値は定めないものの、PDCAを回すということで、県民計画の指標を参考値として掲げているところであります。そのため、いわて県民計画（2019～2028）のアクションプランをつくるときの目標値の定め方ですが、本県が既に東北上位、全国的にも高いものに関しましては、ほぼ維持というような形を設け、平均値よりも低いものは、せめて東北平均、または全国平均という形で考えたところであります。そのため、若干下がっているようなところは、ある程度そのレベルを維持していこうと、高いレベルを維持していこうということで維持、または数字的に若干下がったというような状況になっております。

そして、ホームページのところではありますが、昨年中、実績を取る際にホームページを改編中でありまして、その年は例年に比べて非常に低かったということもありまして、大きく目標を掲げているところであります。

○**小西和子委員** 県民計画とのかかわりで、このような乖離が生まれたということですね。

それから、これを見た方が、数値に全然整合性がないと思わないか危惧したところであります。

では、特別支援教育のプランでございます。一番重要なインクルーシブのところでありましてけれども、どうしても分離教育になっておりますので、果たしてこう掲げたとところで、実際はどのような教育になるのかイメージが湧かないのですが、その辺りを教えてください。

○**最上特別支援教育課長** インクルーシブ教育システムにかかわる今後の取り組みですけれども、先ほどパブリックコメントによる意見も踏まえ修正したところに関連するところですが、障害者権利委員会は日本のインクルーシブ教育について、学びの場が支援学校、支援学級、通級による指導、あるいは通常学級とそれぞれ場が異なっているのだけれども、それをあえて分けずに、どの場であっても子供たちが学べるようなシステムをつくってはどうかという指摘を受けたところですが、国としましては改めてインクルーシブ教育システムを検討し直し、引き続き校内支援体制の充実であったり、通級による指導の充実、特別支援学校の専門性を生かした取り組みをする動きがございますので、本県におきましてもそれぞれの学びの場においてきちんと学びの保障がなされ、かつ本県の推進プランでも掲げております「共に学び、共に育つ教育」の推進を今後とも進めていきたいというふうに考えているところです。

○**小西和子委員** すごく重要なことだと思うのです。やはりインクルーシブ教育を実現していくには人が足りないです。

それから、就学後の合理的配慮でございますけれども、具体的にはどのようなことを指

していらっしゃいますか。

○最上特別支援教育課長 就学後の合理的配慮というところですが、仮に特別支援学校あるいは特別支援学級と学びの場が一旦確定したとしても、きちんとその場でその子の学びが保障される、確実に学び、成長していくようなさまざまな配慮や支援をしていくことが一つと、学びの場が本当にその場でいいのかというようなところは一度支援学校や支援学級に決まったからといって、その場にずっといるということではなく、その都度その子の学びに適している場について検討、調整をして今後進めていきたいと考えているところです。

○小西和子委員 私が勤務していた小学校に重度の弱視の児童が入学してきたことがあり、私ども教職員の指導のために特別支援学校の教職員が来ていただきました。拡大教科書や単眼鏡など、手元にはこういうものを置いたほうが良いと指導を受け、就学後の合理的配慮とはこういうことなのだろうと思いながら、今お聞きしたところであります。

特別支援学校から公立小中学校等に出張して指導してくださる方の負担が大きいです。特別支援学校の業務もありますし、指導する仕事もありますので、やはり人をふやしていかないと大変つらいという話を日ごろから聞いておりましたので、人員配置は必要と思いました。何か見解等がございましたらお願いします。

○最上特別支援教育課長 特別支援学校の教員が小学校、中学校への助言等に対応するというところですが、特別支援学校には加配ということで人員は配置しているところですが、各地域の小中学校のニーズがさらに多くなっている状況でございまして、特別支援学校で苦勞していることは承知しているところです。

学校の組織体制であったり、あるいは相談内容については、電話などの対応をするなど対応の工夫について、教育事務所、市町村教育委員会等も含めつつ、組織的な、支援体制を組みながら、今後とも各地域の小中学校等への支援を続けていきたいと考えているところです。

○斉藤信委員 岩手県教育振興計画（2024～2028）について、令和5年12月7日の文教委員会のときに10項目程度問題提起しました。一部取り入れられたところがあることは評価したいと思います。

全文を改めて精読してきましたので、そこをお聞きしたいです。3ページの、岩手の教育の歩みですが、国の新たな教育振興基本計画では総括的な基本方針として、2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成と日本社会に根差したウェルビーイングの向上を掲げていますと記載があります。このウェルビーイングという言葉は、ほとんどの県民はわからないと思います。下に注釈が書いているのだけでも、もっとわかりやすい日本語で記述すべきでないのか。多数の県民がわからない用語では、伝わらないのではないかと思います。この二つが正確かということについても意見があるのですが後でお話をします。それが1点目です。

2点目は、5ページ目に県内就職率 73.6%は高いと書いていましたが、高くない数字な

のでなくなりました。向上させてきたということはあるけれど、岩手県の目標は 84.5% であり、目標から見たら、まだまだ大きな乖離があり、全国的にも高いほうではないので、高いという表現をなくしたことはよかったです。

そして、6 ページ目、いじめの問題で、いじめの認知件数や不登校児童生徒数は増加傾向にあることから、アウトリーチ型の支援や I C T の活用等による相談・支援体制の一層の充実や関係機関と連携した教育機会の確保ということで、アウトリーチ型の支援が挿入された。これは評価はしたいと思いますが、いじめや不登校は急増しています。やはりその要因に対して場当たりの対応ではなく、そもそもの問題を解決しないといけない。いじめや不登校が出ない学校にするにはどうするかという一番大事な部分が欠落しているのではないかと感じます。

○西野教育企画室長兼教育企画推進監 3 ページのウエルビーイングでございますが、国の計画の方針の紹介をそのまま使わせていただいております。ウエルビーイングについて理解がまだ定着していないということは斉藤信委員御指摘のとおりでありまして、審議会のときも委員の皆様からウエルビーイングというのは教育界では定着してきている、例えばスポーツ界でも広がっているけれども、一般の県民はまだまだ理解できないというお話がありまして、県では県の取り組み、目標、方針などのところには使っておりません。

ただ、今の流れといたしまして、国でもウエルビーイングというキーワードでもってさまざまな施策を取り組もうとしておりますので、国の方針の紹介の中でウエルビーイングを取り上げさせていただき、やはりそれについては注釈が必要であろうということで注釈をつけさせていただいたところであります。

そして、5 ページ目の就職率のところではありますが、これにつきましては御意見を基に修正いたしました。今後も商工労働観光部などと連携して、取り組みを進めていきたいと考えています。

次に、6 ページのいじめ、不登校のところ、そもそもいじめ、不登校を生み出さないような学校の取り組みが必要ではと、その大前提のお話ですが、その御意見は総合教育会議で教育委員のある方からも出されています。心の教育であったり、子供の自主性を尊重するような、今回は例えば校則の見直しをどんどん図っていこうという取り組みも一例に、そのような取り組みもつなげながら、学校の子供の居場所、また生徒の自主性、不登校、いじめを生み出さない学校風土をつくっていく必要があると考えておりまして、それ自体明記、かちっとしているものではないのですが、さまざまな取り組みから学校の風土づくりというところにつなげていきたいと考えております。

○斉藤信委員 いじめ、不登校については、国連子どもの権利委員会でも繰り返し日本政府に勧告しているのです。極度の競争的な教育システムによって、子供たちの発達に障害を受けていると、繰り返し大変厳しい指摘を受けています。つまり、そういう競争教育、端的には全国学力テストはできる子とできない子をつくっている。学校内の序列をつくることによって子供たちがつらい思いをしている。これは、不登校になった子供たちのアン

ケート調査でも、競争教育に対する懸念の声がたくさん出ています。指摘だけにとどめておきますけれども、本当に今、岩手県の教育が問われている大事な中身だということは指摘をしておきます。

10 ページです。今も報告と説明がありましたが、自分らしい生き方の実現に向けた新たな時代のいわての教育と、教育の基本目標がここで書かれているのです。スポーツ振興計画も目標は何かというと、スポーツ基本法の目標で言っているのです。私は、教育基本法の教育の目的をここに据えるべきだと思います。教育基本法における教育の目的は、人格の完成です。子供たちの能力の全面的な発達を保障することが教育の目標です。

そういう意味でいくと、大きい見出しは、学びと絆で夢と未来を拓き社会を創造する人づくりになっているのです。教育の目標は人づくりではないのです。それは結果です。ここは大変大事なところで、教育基本法は1947年に制定され、世界的にも先駆的だった。その後、世界人権宣言では、教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならないとされており、1989年に制定された子どもの権利条約では、締約国は、児童の教育が次のことを指向すべきことに同意する。児童の人格、才能並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させることとされています。すなわち、教育基本法で教育の目的を明記した国際的な宣言がここにも同じように明記されている。

教育の目標とは人づくりと矮小化しないで、子供たちの人格の完成であり、あらゆる能力を発展させる、教育基本法では平和民主主義の担い手となるのだということも書いています。それは、戦前の教訓からそういう規定になっているのです。

私は、単純な人づくりではなく、教育の崇高な目標をこの基本計画でも教育の目標として位置づけるべきではないかと思いますが、この点はどう検討されたのでしょうか。

○西野教育企画室長兼教育企画推進監 現在の計画においての目標を継続させていただくわけですが、現在の計画もいわて県民計画（2019～2028）の長期ビジョンとの整合性を図りつつ、教育の本質である人づくりを基本目標に掲げました。まさに県民、そして特に岩手の子どもたち一人ひとりの夢の実現を支え、岩手の未来の創り手として社会全体で育てていくということを掲げさせていただきました。

まさに長期ビジョンの中での教育振興計画でありますので、まずは教育長期ビジョンとの整合性を図ったほうが良いと考えましたし、今回の計画策定に伴いまして、子供たちの意見聴取を実施しました。その意見聴取で多くの回答、意見があったのが夢や目標をかなえたいという意見でございました。

そして、昨今の新型コロナウイルス感染症の蔓延や、海外の情勢の不安定さというような変化の激しい社会の情勢や人口減少になっている本県の状況を鑑みて、岩手県の教育としてどうあるべきか考えた際、象徴した目標が現行計画であるのではないかという結論に至りまして、現行計画を継続することといたしました。

○斉藤信委員 一番の基本になるのは教育基本法です。改正、改悪された経過もあるけれ

ども、この教育の目的だけは変わらなかった。だから、教育基本法で教育の目的というのはしっかり定められている。こことのかかわりで、ここの基本目標というのは私は位置づけられるべきだと思うけれども、その関係はどのように考えられ、議論されているのですか。

○西野教育企画室長兼教育企画推進監 本計画も教育基本法の規定に基づき、岩手県教育委員会として策定するものでありますので、教育基本法の目的は当然岩手県の教育振興計画の上位目標としてあるものだと認識して策定しております。

○斉藤信委員 教育の目標というのは人格の完成であり、子供たちのあらゆる能力を発展させる、やはりそこに本質があると思うので、私は人づくりに矮小化すべきではないということを指摘しておきます。

それから、14 ページにG I G Aスクール構想のことが明記されております。G I G Aスクール構想は、コロナ禍でI C T教育がおくれていた側面があって、1人1台のタブレット端末が整備されることになった、これはこれで評価したいと思います。

しかし、I C T教育には光と影があるのです。I C T教育が進んでいる国で、I C T教育が学力の向上に結びついていないという問題が提起されています。そして、健康にもさまざまな障がいを与えているそうです。学校ではスマートフォン禁止にしている国も出ています。

だから、I C T教育がおくれているため一直線でこのおくれを取り戻さなくてはならないとなっているけれども、I C T教育にはプラスとマイナスの面があり、世界的な取り組みの現状を踏まえる必要があります。例えば、健康上の問題でいうと、子供の視力が急速に低下しています。特に低学年で急速な低下が現れています。また、脳に影響を与えることも世界的なレベルの調査研究で明らかになっていますが、G I G Aスクール構想をどう進めるか、どのような議論でここに書かれているのか示してください。

○西野教育企画室長兼教育企画推進監 G I G Aスクール構想の記述のところではありますが、新学習指導要領においても、情報活用能力などの育成ということがI C Tを日常的に活用した学習活動の充実を基に進めていくとされているところでもあります。I C Tの活用につきましては、斉藤信委員御指摘のとおり、マイナスの面は確かにありますが、プラスの面として、特別支援学校の生徒などのさまざまな可能性を広げる部分もございまして、学びに新たな可能性をもたらしていることも事実だと思っております。

ですから、私どもは必ずどちらかだというものではないと思っております。リアルによる授業、課外活動、体験活動という役割も絶対不可欠な要素だと思っております。デジタルとアナログ、例えば遠隔とオンラインと、あるいは対面のようなものは二項対立ではなく、最適な組み合わせで進めていくべきものだと思っております。それを組み合わせで一人一人の可能性を伸ばしていくことがこのG I G Aスクール構想の目指すところだと思っておりますので、その考え方のもと進めていきたいと思っております。

○斉藤信委員 どのような議論がされたかよく見えない。2023年7月に、ユネスコが200

を超える世界各国からの報告と研究成果を基にICT教育について分析したグローバルエデュケーションモニタリングレポート2023を発表しました。これは話題になったのでしょうか。このことを踏まえてGIGAスクール構想を進めようとしているのでしょうか。

○西野教育企画室長兼教育企画推進監 今齊藤信委員から御紹介があった件は、審議会等での議論などにはなっておりません。

○齊藤信委員 ユネスコが世界のICT教育の現状を踏まえて、大変大事な報告書を出しており、ユネスコの事務局長が羅針盤として二つ強調しました。一つは、生徒の最善の利益が他の考慮事項、特に商業的考慮事項よりも体系的に優先されるべきである。二つ目は、テクノロジーは手段とみなされるべきであり、決して目的ではない。

今、日本の教育DXは、教育のあり方まで変えようとしているのです。個別最適な教育と出ています。これは経済産業省が進めてきたのです。AIで一人一人の学習の到達状況に応じた教育の課題を提起する、これが経済産業省が推進してきた個別最適な教育です。教育をAIに任せるという話です。それは決して効果的でない。

先ほども言いましたけれども、例えば、スウェーデンではデジタルツールが学習を妨げる明確な科学的根拠があると声明を出しました。教育大臣が中心となって紙の教科書と手書きに回帰する取り組みを進めているそうです。オランダでは、2024年1月、学校でのスマートフォンなどの使用を法律で禁止した。そのため、AIやテクノロジーにコントロールされるのではなく、しっかりコントロールできる力を身につける。私も現場の先生から聞きますけれども、ICT教育はいいのだけれども、もの先ありきで、先生側がそれをコントロールする、特に子供たちにそれを教えるという先生に対する教育や研修はおくれているわけです。

そういう意味でいくと、きちんと一つ一つ基盤をつくりながら進める必要があります。それから、このICT教育を通じて個人情報の管理がどうなっているかということが大問題になっています。インターネットは、個人の情報が全部筒抜けです。恐らく、個人情報を守る体制を取っていないのだと思う。だから、テクノロジーやICTを活用するためには、その前段一つ一つに対応していかなければ大変なことになる。また、スマートフォンにしても、タブレット端末にしても、1日3時間以上使っている子供の学力は低下している。これは日本の調査でもあります。

ですから、GIGAスクール構想、個別最適な教育は、クエスチョンマークをつけて慎重に、活用するところはしっかり活用することが大事だけれども、AIに利用されるような教育であってはならない。今、世界でそういう動きが起きていることも踏まえて、しっかり対応していただきたいと思います。

○西野教育企画室長兼教育企画推進監 ICT教育、またGIGAスクール構想によるさまざまな学びのあり方、齊藤信委員に御指摘いただきましたデジタルリテラシーの話、昨今他県でも話題になっておりますクラウドで学習ドリルをやって、そのデータの活用の部分での個人情報の問題など、さまざまな課題があわせて出てきているというところであり

ますので、そのようなところも他県の状況、また先進事例なども把握しながら、注視しながら取り組んでまいりたいと思います。

○**斉藤信委員** おくれたところから出発しているから、それを取り戻そうという取り組みは当然であり、必要なことだと思います。しかし、先進国で対話と紙の教育に復帰しているというのも新しい動きで、先進国の現状は負の部分が顕在化しているということもしっかり見てほしい。特に個別最適の教育というのは、AIに任せる教育になりかねませんので、私は正しくないと思っています。

それから、18 ページ、指標で、いわて県民計画（2019～2028）と言われればしようがないのだけれども、将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合、小学校で 82.6%、中学校で 73.3%、これを 84.0%、76.0%にする。子供たちの夢や目標は、そんなに早く決めなくてはならないのか。夢はいろいろな学習や体験を通じてつくられると思うのです。私は、小学校や中学校で夢や目標を見つけることが教育なのではないかと思っています。

そのため、それを数値化することが適切か問題になると思いますし、24 ページの目標項目では、①意欲を持って自ら進んで学ぼうとする児童生徒の割合ですが、この項目は全国学力・学習状況調査において調査するわけでしょう。全国学力・学習状況調査を実施すれば、成績にかかわるから、みんな前向きな回答をするのです。ですから、この現状値はつくられた回答であり、81%や 83%は本当の目標数値にはなっていないのではないかと。④のところでは諸調査結果や日々の授業から明らかになった児童生徒のつまずきに着目した授業改善を行っている学校の割合は、小学校 50%、中学校 40%、高校 51%です。全国学力・学習状況調査があまり力になっていないことを示しているのです。県の学習状況調査でも、このように、前向きの回答でも半分しか使われていない。私は、なぜこうなっているのかよく見る必要があると思います。このデータは、極めて重大だと思います。

それと、29 ページ、本県の児童生徒の読書率は全国に比べておおむね高い。1 カ月で小学校 17.1 冊、中学校 4.8 冊、高校 2.2 冊。私は前の委員会でも、なぜ中学校、高校ではこんなに激減するのか指摘しました。ここに教育のゆがみがあるのではないかと考えます。本当なら、中学校、高校になってもっと読書好きになるということが必要ではないか。その答弁では、読んでいる子供たちはいますとの内容でした。読んでいる子供たちでなくて、冊数がこれだけ激減しているということを私は問題提起していますが、どう分析されているのか。

○**上原康樹委員長** 答弁できますか。

○**度會学校教育企画監** 学力関係のところの指標について 2 点御指摘いただきましたけれども、意欲を持ってみずから進んで学ぼうとする児童生徒の割合、全国学力・学習状況調査指標ですけれども、成績にかかわるから、前向きに答えるのではないかと御指摘ありましたけれども、実際に児童生徒が意欲を持って回答していた場合、その御発言は大丈夫かと思っています。

次に、2 点目の諸調査の結果、つまずきに着目したということは、我々もずっとやっ

てきておりますけれども、斉藤信委員御指摘のとおり、まだ不十分なところがあると思いますので、改めて一からやっていきたいと思っております。

○**斉藤信委員** 本当に大事な中身で、全く時間が足りないのです。30 ページのところでは主権者教育とのかかわりで、児童生徒が校則の見直しや学校行事の企画・運営などに主体的に参画しとありますが、この校則の見直しが大変大事な課題だと思います。

こういう新聞報道がありました。国立社会保障・人権問題研究所の調査では、性的マイノリティーの子供が全体の3.5%いるそうです。そのため、性の多様性に対応しなければならない。一つ問題になるのは制服です。男性用、女性用しかないのです。そのため、住田高等学校など一部の高等学校では、男性でも女性でも使えるスラックスにしようという動きが出ていますけれども、私はこの制服のあり方も含め、校則は性の多様性に対応してきちんと改善されているのかどうか。また、制服は、価格に最大6倍の差があるそうです。専門家は、制服はブレザーだけにして、あとは自由にしたらいいという提起もされています。また、高い制服を押しつけることは、財産権の侵害だとも指摘をしており、価格の面でも、県内の高校の一部では見直しをされているところですよ。

そして、38 ページ、2で暴力や暴言及びセクシュアル・ハラスメント等の不適切な指導のない部活動の適切な運営、この指導という言葉は使わないほうがいいと思います。暴力、暴言、セクシュアルハラスメントというのは、指導に当たらないのです。指導は、全く不適切な表現だと思います。これは指導に当たらない、不適切な言動というように。これは人権侵害そのものです。

○**上原康樹委員長** 30分経過しています。

○**斉藤信委員** では、指摘だけで終わりますけれども、学校図書館の中身で、全ての児童生徒にとって安全・安心な居場所づくりと魅力ある学校図書館の機能の充実と、突然セットにさせられた。学校図書館というのは、そういう問題ではないのではないかと、急に安全安心の居場所と図書館を結合するのはいかがなものか。

これで終わりますけれども、最後に教育委員会議で議論されるでしょうから、しっかり最後まで議論していいものにしていただきたい。

○**飯澤匡委員** それでは、私は19ページのイノベーションを創出する人材の育成、これを掲げたことについては評価をしたいと思うのですが、実際問題、イノベーションを創出する人材の育成は、学校教育の中ではかなり困難で高い壁だと思います。

今まで社会に出す人材をどうつくってきたかという、やはり大量雇用型で、アベレージを超えるぐらいでちょうどいいだろう、高等教育もずっとそういう形でした。ですが、イノベーションを創出するとなると、生徒個人に対してもインスピレーションを湧かすような、かなりハイレベルな教育を求められるのではないかと思います。

特に科学技術の進展がもう日進月歩でありまして、果たして学校教育の中でこれに追いつけるかどうかと思うのですが、理科、数学の現状でどのような課題を持っているのか、さらに発展させるために、どのような手段を講じて、イノベーションを創出する人材を育

成しようとするのか、その点について、ここに文字で書かれていない部分をお示しいた
きたいと思います。

○中村高校教育課長 イノベーションを創出する人材の育成にかかわって、理科、数学の
課題というところで、知識として学校の授業の中で勉強することは従来も行われてきたと
ころですが、それが現実問題として、実生活の中でどのように活用されているかといった
結びつきのところがやはり少し不十分なところがあるのではないかと考えております。

そのため、県教育委員会といたしましては、こういった基本的な知識や技能を修得した
ものをしっかり活用して、判断力、思考力等を発揮して活用していくと、それがしっかり
とした知識、質の高い理解につながっていくのではないかと考えておまして、授業の中
でも探究・STEAM教育推進事業という、さまざまなデータとか実際の社会の課題等につ
いて、あるいは科学技術等に関する知識と科学技術に関する課題等について、データ等
を活用しながら探究活動をしています。ただ、どうしても高校生の取り組みですので、
基礎的、基本的な内容を中心に、それを発展させていくというところで取り組んでいます。

○飯澤匡委員 前段申し上げましたように、これから人口が減っていく中で一人一人の生
産性がさらに求められる時代になってくると思うのです。

そこで、やはり理科、数学は大変大事で、いみじくも社会に通用するというお話が出
ましたが、私も中学、高校などで、放射線教育はほとんど教えられませんでした。硫黄ぐら
いはやりましたが、いろいろな歴史的な経過があったのかどうかわかりませんが、
大人になってからいろいろ勉強しました。それが生涯学習と言われれば、それまでなの
かもしれませんが、そういう基礎的な部分が欠落したために、東京電力福島第一原子力発電
所事故についても少し回り道をしたところがあったのではないかと私なりに分析をしてい
ます。

そこで、やはり探究心をさらに深めていくことは大変であり、外部講師等も含め、教育
指針をしっかりと持って、岩手県はどのあたりまでやるのか内部の運用で定めたほうがよ
ろしいのではないかと思います。今までどおりのやり方では、今後イノベーションを創出
することはなかなか難しいのではなかろうかと思えます。

話ががらっと変わりますが、人づくりという意味については、私は企業を経営してい
ますが、学力にかかわらず人のお付き合い、挨拶、協調性、そして課題解決の着眼、これ
らは学校教育の中では得られない。社会教育の中でどんどん育っていく者もいます。現に
私の会社の管理者は、私立高校でドロップアウトして、学力的にはいまいちかもしれない
けれども、会社の責任者として十分に応えられるだけの活躍をしています。これこそ人材
づくりという意味については私は外せない、今まで議論がありましたけれども、もう少し
幅を広げた考え方でおさめたほうがいいのではないかと思います。

前段の部分については、もう少し運用の部分について研究をされたいと思
いますし、後段の部分については何か所感があれば、どなたか御意見をいただきたいと思
います。

○佐藤教育長 大きく2点お尋ねでございました。

やはり国として、大学自体が理数系に相当重点を置いてきているということも考えます。それとの接続も非常に重要でありまして、理数への興味、関心、何かを突き抜けていく力を養っていくということも必要だろうということで、我々とすれば、STEAMという話もありましたが、探究、魅力化ということで高等学校で興味、関心に応じてさまざまな研究活動をしていただいているということもあります。DXハイスクールということで学校に手を上げさせて、理数中心に集中的に伸ばしていく事業を展開していこうと、そういう人材も育てていくところです。

一方で、飯澤匡委員がおっしゃるとおり、学力だけではいけないということはそのとおりだと思っておりますし、知、徳、体を備え、生きる力を持って社会に出ていくことが重要だと考えておりますので、我々とすれば、教育振興計画でもそういうことをうたっておりますが、知力はもちろん体力、それから人間性も兼ね備えた人材を育成、教育できるよう、真摯に取り組んでまいりたいと考えております。

○飯澤匡委員 岩手県の子供たちは、まだまだポテンシャルがあると思います。現在の世の中にあっても、我慢強いし、いろいろなことについて真面目に取り組む、そういう心を持った、岩手県の自然がそういうことをさせる一つの要因かと思えます。

そして、特にこれから、ヨーロッパではハンドメイドのものを作る人たちが非常に評価をされ、我が国はまだまだそこまでいかないですね。そういうことも大事にする環境づくりが大事ではなかろうかと思っております。

県北地域では、漆等の伝統産業や職人についても非常にスポットライトを当てていただいていますけれども、そのほかにもいろいろなことに付加価値を与えて、学校の勉強だけではなくて、そういう方々も社会に出て、そして家庭を持ってしっかり生活ができるのだということも学校教育の中で、勉強だけではなくて、そういう時間も取って与えるのは、この岩手県だからこそできるのではないかと思います。

先ほど弊社の社員のことを言いましたけれども、会社に対して大変前向きで、しっかり納税をして、しっかり県民の利益のために頑張っているわけですから、そういうこともしっかり実社会の中で役に立つ人間、これをやはり産業界とも通じて、岩手県はやはりそういう潜在力があるからこそ私はそう言っているわけです。そういう人材を、人づくりという意味ではもっと幅広く考えていただきたいと思っておりますので、意見として申し上げます。

○上原康樹委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 なければ、委員の皆様からこの際、何かありませんか。

○小西和子委員 心とからだの健康観察の結果についてお伺いたします。令和6年3月13日の岩手日報の新聞記事に心とからだの健康観察の県教育委員会がまとめた結果が掲載されました。要サポートの割合が5年連続増でありまして、要サポートの割合は13.1%と

2011年度の調査結果に次いで過去2番目の高さでした。

この結果について、岩手大学の山本奨教授は、東日本大震災津波だけでなく新型コロナウイルス感染症の5類移行を踏まえての発言ですけれども、学校行事などをコロナ禍前の状態に戻す場合は、なぜそうするのか丁寧な説明が必要だと話されています。さらに、県教育委員会の千田生徒指導課長は、周りの大人が児童生徒の小さなSOSをしっかりと受けとめられる体制を整えたいとのことですが、丁寧な説明や小さなSOSをしっかりと受けとめることを実際に担う人の多くは学校現場の教職員です。時間的な余裕がないと到底できません。時間の確保のために来年度から県教育委員会が具体的に行動していることは何になるのか、お伺いいたします。

○大森教職員課総括課長 小西和子委員から御紹介がありました新型コロナウイルス感染症が5類に移行されたことで、それを再び以前のような行事ですとか会議とかにしないよということ、働き方改革プランにも掲げているところでもあります。その上で、学校全体の働き方改革、業務の時間の確保というところに取り組むということが大変重要だと考えていて、岩手県教職員働き方改革プランに基づいて、業務の削減とマンパワーの充実に取り組んでまいりたいと考えています。

業務の削減につきましては、統合型校務支援システムの導入を進めて、手書き、手作業が多い学校現場の業務の効率化を図ってまいりますほか、県教育委員会としましてもみずから会議や調査等の削減、合理化の検討を進めていくこととしております。

今年度は、事務局が実施する会議や調査について、縮小、廃止すべきものがないか、県立学校に意見をもらう取り組みを行い、かなり多くの見直しの御意見をいただきまして、事務局内で検討して会議の廃止につなげた事例もあることから、こうした取り組みも来年度から市町村教育委員会に対して行うなど、業務の削減に係る検討を進めてまいります。

また、マンパワーの充実の観点で最も重視すべき教員の確保につきましては、国の定数加配を最大限活用して体制の充実に取り組んでまいりますほか、国に対し新しい定数改善計画を早急に策定するよう引き続き要望してまいりたいと思っています。

こういった業務削減、マンパワーの充実ということの取り組みを進めながら、長時間勤務の是正を図ることで、教職員の具体的に楽になったという意欲を持って働き続けてもらえるような職場づくり、環境の充実に努めてまいりたいと思っています。

○小西和子委員 こちらが1分で質問していることを3分で答えられると、時間が足りなくなるので、端的にお願いします。

統合型システムも、長時間勤務の平均が過労死ラインの80時間なわけですから、何時間減るのかわからないですね。そんなに大きく何十時間も削減するものでもないと思います。

では、実際にお聞きしたことをお話しします。受験校と言われる高校に勤務している教職員の話です。小学校4年生の息子さんから、お母さん、過労死しないでねと言われたそうです。それだけうちに帰っても仕事をしているということです。それから、職場でのこ

とですけれども、授業の時間割全てにその方の授業が入っていました。全く時間的余裕がないときに養護教諭から、生徒が先生と話がしたいと言っている。5分でいいから話を聞いてあげてとお願いされたそうで、その生徒の思いを受けとめることができたと話しています。これが家庭でも学校現場でも時間的な余裕のない教職員の実態を表していると思います。ほとんどの教職員がそういう働き方をしています。

私は、教職員の役割は子供たちのよさを見つけて、それを伸ばしてあげることだと思って教育現場におりました。子供たちは、必ずどの子もいいところ持っているのです。でも、教職員が全く余裕のない働き方をしていたら、その子に向き合うこと、よさを見つけてあげることができないと思います。そういう日々を過ごして、本当に教職員は、本来の仕事ができないと思っているのではないかと感じています。

健康で生き生きと業務ができていると感じていますかというアンケートがありました。実際に会議に出たアンケート結果を見たのですけれども、肯定的回答の割合が年々減少している。つまり、健康で生き生きと業務ができていますという人たちが減っているのです、特に小中学校で。私が見たグラフでは 8.7 ポイントも減少しています。年々厳しさが増している状況であります。子供たちの心とからだの健康の要サポートを減らすためには教職員の働き方を改善しなければならないと思っております。

では次、岩手県の最重要課題である少子化対策についてであります。県立学校も小中学校も出産件数が減っております。特に県立で 15 人分の予算が余りましたという話を聞きましたし、小中学校も減っている。とにかく忙しくて、子育てどころではないという状況なわけです。

県教育委員会が行う少子化対策についてお伺いしますけれども、産育休の前倒しというのがありますね。小中学校職員にかかわる子育て支援として、2023 年度は産前休暇の代替者について年度当初から配置を行う前倒し配置が実現して、4 月には 1 学期中に産前休暇に入る対象者 28 名に対して 26 名の代替者の前倒し配置を行うことができます。とても好評でした。これは年間通してだといいいねという話になっておりました。それではお伺いします。2024 年度の年度初めには何名の前倒し配置を行う予定か伺います。

前倒し配置を行う場合、産前休暇に入る女性職員が対象になっていることがほとんどだと思いますが、男性職員の育児休業取得のための前倒し配置もあるのか伺います。

○熊谷小中学校人事課長 令和 6 年度の年度当初の産休代替前倒し配置についてであります。現在のところ教員につきましては対象者が 17 名おります。これに対して前倒し配置の予定は 13 名であります。養護教諭につきましては対象者 3 名に対して 1 名、栄養教諭につきましては対象者 1 名に対して 1 名を配置の予定であります。なお、現時点で決まっていない対象者につきましても、代替者の確保に向けて取り組んでいるところであります。

続きまして、男性職員の育児休業取得のための前倒し配置についてであります。前倒し配置については、男女問わず育児休業を取得する教職員を対象とするものであります。なお、今年度ですが、小中学校におきまして育児休業を取得した男性教員ですが、17 名おり

ました。そのうち6名に代替者を配置しているところであります。

ただし、育児休業取得男性職員の代替者の前倒しによる配置はありませんでした。男性教職員の場合、育児休業の取得期間が短いケースが多くて、短期間の任用を了承する代替者の確保が困難なために、配置が実現できていないケースが多い現状になっておりました。引き続き代替者の確保に向けて取り組みを進めてまいりたいと思います。

○小西和子委員 まだ代替者が決まっていないところは早急に決めていただければ安心できると思っております。男性教職員の分はまだないということですので、その人が足りないということが一番です。確保に向けて取り組みを行っていただきたいと思います。

それから、育休取得率の知事部局との乖離についてでございます。前回の常任委員会で、配偶者の出産を控える男性教職員に対して教職員のための子育て応援ハンドブックを渡し、育児休業等を含めた休暇等の取得を積極的に働きかけているという回答をいただきましたけれども、男性職員の育児休業の取得率は、県立学校においては19.0%、小中学校においては7.8%となっており、知事部局の78.8%、警察本部の100%と男性職員の育児休業の取得率と大きく差があるのが実情であります。代替職員が見つからないことで育児休業を諦めてしまったり、管理職から取るのを考え直すように促される職員が多いからであります。

しかし、環境を整えば、育児休業を取得したいという男性職員は多くいます。男性の育児休業取得者についても、確実に前倒し配置を行いますといったアピールが必要だと考えますが、見解を伺います。

○大森教職員課総括課長 男性職員の育休取得率増加に向けた対応でございます。先ほど御紹介がありましたように、さまざまな会議で呼びかけをしております。例えば県立学校でありますと、今年は教職員課から育児休業対象となる職員の校長先生に育休を取ってもらうように具体的に促すような取り組みなども行っています。また、市町村の小中学校にあっては、教育事務所を通じて行っているところであります。加えまして、県教育委員会といたしましては、令和6年度から女性活躍推進のための特定事業主計画あるいは子育て応援プランにおきまして、男性職員の育児休業取得率に係る数値目標を新たに定めることとしております。

今後におきまして、知事部局、県警察本部あるいは他の都道府県教育委員会の取り組みも参考にしながら、育休の取得促進に向けた取り組みを一層推進するとともに、委員から御意見がありました代替職員の前倒し配置を行うなど、なかなか短くて応諾していただける方が少ないというのもありますけれども、いずれそういう前倒し配置に取り組むなど、育休を取得しやすい環境づくりにも努めまして、男性職員にとって知事部局ですとか警察本部みたいに育休を取得することが当たり前だというような職場風土、環境醸成をつくっていくように努力してまいりたいと思います。

○小西和子委員 よろしくお願ひいたします。

今年度も欠員補充ができないままの学校がありました。沿岸・県北地域が顕著でありま

した。恐らく代替の方を見つけられなかったのだらうと思っておりました。学校現場で欠員を出さないための対策についてでありますけれども、年度途中に発生する教員不足の問題を解決するため、大阪市では特別専科教諭を配置し、教員不足が発生した学校に年度途中からでも代替教員として配置する欠員補充制度を2024年度から創設するという発表がありました。そうした制度があれば、心を病んでしまった教員が安心して病休を取得することができ、働きやすい学校現場の実現へのPRにもなると考えます。

そうした岩手県独自の教職員が働きやすい環境づくりの施策について、どのように考えているのか伺います。

○熊谷小中学校人事課長 岩手県独自の教職員が働きやすい環境づくりの施策についてであります。御指摘のとおり、年度途中における欠員補充や代替者等の任用が非常に厳しい状況であることから、今年度小中学校におきましては、講師希望者を確保した時点で講師任用の必要が発生していない状況におきましても講師として任用して、管内で欠員補充や産育休代替、病気休職代替等の緊急の対応が必要になった際には年度途中で勤務先を変更して、代替者としての配置を行っております。

今年度は、この方法で県内で4名を任用しました。このうち2名を任用後に発生した欠員補充や病休補充として勤務先を変更して配置をしております。また、1名につきましては、その学校で発生した休職補充として配置しているところでもあります。臨時的任用教員の成り手不足が深刻でありますから、臨時的任用教員が他職種等へ流れることを防ぐことも狙っております。来年度も継続する予定となっております。

○小西和子委員 欠員が出たら、すぐ代替者が入るシステムをつくっていかねばならないと本当に思いますし、講師の皆様には、とてもベテランの方たちが大勢います。即戦力ですので、講師の採用ですけれども、それこそ優先させるべきではないかなと思います。

新聞によりますと、大学院を卒業した方については奨学金を棒引きにしますから教員になってくださいのような、お金で釣っているような記事を見ましたが、そうではなく、今岩手県の教育のために頑張っている講師をもっと大事に採用すべきではないかと思っております。

そして、心を病んでしまった教員は岩手県は67名だったのでしょうか。沖縄県は、心を病む教職員をゼロにする目標を掲げています。私が仕事として扱った事案に○○事案というものがありまして、その方は、先生方が骨折させられたり、校内見回りのときに暴力受けて服がぼろぼろになるくらいの対教師暴力が吹き荒れた時代に大槌町立大槌中学校に勤務したのです。そして、その方もそういう攻撃を生徒から受けましたし、さんざん暴力を受ける同僚の姿を見て、鬱病に罹患しました。盛岡市内の病院に通ったのですけれども、何せ遠いです。通院しやすい学校に転勤をさせてほしいと申し出ただけけれども、次の異動先は釜石市立唐丹中学校だったのです。全然体調がよくなりません。御自宅の納屋で自ら命を絶ったということがありました。

この方は、公務災害になりました。そういう方が岩手県にも何人もいます。全国を見る

と本当に多いです。心を病んでいる人たちは最初からそうではなかった。過重労働や強い衝撃を受けることにより鬱病になってしまった先生方がいます。

そして、鬱病は死にたい病といいます。その方のお父さんは、学校を辞めたいと言われときに、もう少し頑張ってみたらと言ってしまったと言っていました。お父さんは、自分が死に追いやったと自分を責めていました。そういうことが今後起きないように、働きやすい学校現場にしていきたいと思います。

では次に、働き方改革ですけれども、2024年度の教員業務支援員、スクールサポートスタッフの配置ですけれども、残念ながら東北の他県と比較すると十分な配置とは言えません。ほかのさまざまな名称の支援員はありますけれども、スクールサポートスタッフだけで比較してみますとやはり岩手県は少ない、東北の中でも一番少ないと思っております。

ところで、このスクールサポートスタッフの配置についてですけれども、配置基準と雇用期間、それから勤務時間、賃金または給与についてお伺いいたします。

○大森教職員課総括課長 スクールサポートスタッフであります。国庫補助金の交付要件といたしまして、タイムカード等による客観的な在校等時間の把握や在校等時間の上限を各市町村の規則等に反映することなどが定められています。その上で、小中学校にあっては学校規模が大きいほど時間外在校等時間が多い傾向が見られることから、来年度は12学級以上の小中学校の中から市町村教育委員会の意見を踏まえ、スクールサポートスタッフの配置校を決定することとしております。また、特別支援学校におきましては、業務改善や時間外在校等時間の削減に積極的に取り組もうとする学校に配置をする予定でおります。

また、雇用期間であります。令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間、勤務時間は年間800時間としておりまして、配置校において勤務日を定めることとしておりますが、おおむねの想定としましては1日4時間、年間200日程度の勤務を想定しております。

最後、給与であります。雇用される方々の経験等に応じて1時間当たり1,003円から1,215円までの間とし、教育事務所等がハローワークを通じて募集しております。

○小西和子委員 給与がかなり限られているので、どのくらいの方が手を挙げてくださるか心配です。国が全小中学校に配置をしますと明言して、予算も確保してくれたのです。けれども、国庫負担が3分の1なものですから、地方が3分の2を負担するためとても苦しいと思います。財政力によって配置人数が変わるということは、あってはならないことだと思います。やはりせつかく国が確保してくれた予算をしっかりと教育現場に使っていきべきだと考えます。

働き方改革プランにも具体的な予算措置が、福島県のプランにあるのですけれども、それが示されておりませんので、このプランの目標達成するために、より具体的な施策を進めていくことを求めたいと思います。

また、フッ化物洗口のことですけれども、学校現場でなくてもできる、教職員が行う必

要のない業務だと感じています。働き方改革を進めるために文部科学省が示している三つの分野のどれに当たるのでしょうか。基本的には学校以外が担うべき業務、学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務、それから教師の業務だが、負担軽減が必要な業務と三つに分かれているのです。そのどこに当てはまるのかお伺いします。

○菊池保健体育課総括課長 文部科学省が示す学校、教師が担う業務に係る3分類につきましては、これまで学校、教師が担ってきた業務のうち役割分担等について、特に議論すべき14の業務を、教師の業務だが負担軽減が可能な業務、学校の業務だが必ずしも教師が担う必要のない業務、基本的には学校以外が担うべき業務の3分類に仕分したものであります。

なお、特に議論すべき14の協議の中に児童生徒の健康管理や生活指導については明記されていないところであります。

個々の業務を学校において行うかにつきましては、各学校や地域の置かれた状況、児童生徒の実態、その業務の果たす効果などにつきまして、各市町村教育委員会や学校において総合的に判断されているものと認識をしております。学校におけるフッ化物洗口の実施については、文部科学省からの事務連絡を受け、市町村教育委員会及び県立学校に対し、集団フッ化物洗口を実施する際には安全性を確保し、適切な方法で実施するとともに、学校歯科医、学校薬剤師の管理と指導のもと、市町村の担当部局等による実施、事業者への業務委託など、関係者間での適切な役割分担を検討し、教職員の負担軽減に配慮するよう通知したところであります。

○小西和子委員 合意のもとに導入された学校は一校もありません。みんなトップダウンで、有無を言わず、つまりここに、小学校、中学校においてや学校職員と明記されているので、ここに書いてあるじゃないか、なぜやらないのだと強く迫ってきます。全く検証されていないような中身で反対運動も多く行われていますので、養護教諭は1回行うのに計画する段階から2時間半を費やします。担任は40分かかるわけです。子供たちは、これを行った後30分は口に物を入れてはだめで、子供たちにも大変不評です。また、虫歯はかなり少なくなっておりますので、この薬物に頼らなくても十分です。

なぜ歯科医師会がこんなに頑張るのかということを見たことあるのですが、全国の歯科医師会の一覧があり、どこの県がどのくらいやっていますかとかという、それを一つの目標にしていると思っておりますけれども、子供の虫歯を少なくしたいという願いは学校現場も歯科医も同じだと思います。しかし、学校現場は教育の場であり、薬を使う医療行為は医療機関において行われるべきです。保護者が歯科医に行って説明を受けて判断して、保護者の責任のもと行うべきだと思います。インフルエンザの予防接種も問題があったから学校では行われなくなりました。

私は、保健福祉部長に質疑が終わった後でトップダウンの導入を防ぐために、関係者で合意文書を交わすこと、その際は責任の所在も明記してはどうかと伝えました。責任はこの誰も取りません。はっきりしています。他県では養護教諭の責任にされそうになった

こともありました。

それから、教職員の働き方改革プランで時間外労働月平均 45 時間を超える学校には導入しないこと。ほかの教育のことについて、これもと振り分けているのに、フッ化物洗口だけが特別ということはないわけです。現在フッ化物洗口を実施している学校も同様としていただきたいです。

最後でありますけれども、教職員が疲弊し、若い教員が辞めていく。何人辞めていくかということは前回お聞きしました。精神疾患に追い込まれる教職員が多数いる。また、教員採用試験の倍率が下がってきているという実態です。さらには、ことしは定年退職者がいない年で、本来であれば退職者はゼロのはずなのに、206 人以上が定年前退職をする現状を考えれば、県として何をどう変えていくのか具体的に示すべきであります。

私はことしで議員生活 17 年目です。学校現場の実態をこうやって訴えてまいりましたが、今年度は残念ながら、一つも学校現場の働き方を改善しない、つまり子供たちをしっかりと見る教育というものが全く進んでいない状況は初めてでした。そのため、人が変わったのではないかと同僚議員にも言われたくらい、皆さんに嫌な思いをさせた質疑もあったかと思いますが、私は子供たちのために何とかしなければならない、それから現職志望があった若いときから知っている方でしたので、私はとてもショックでした。そういう働き方を変えて、子供たちとしっかりと向き合う時間を取るような岩手県の教育に変えてほしい、そういう願いから失礼な言動をしました。きょうからは元に戻りますので、どうぞよろしくをお願いします。

では、最後の質問にもしお答えがあればお願いいたします。

○大森教職員課総括課長 先ほども申し上げましたが、業務の削減とマンパワーの充実に取り組んでまいります。いずれにしましても、例えば業務削減、目指すところは一人一人の先生方が子供たちにゆとりを持って向き合えること、先生自身の生活を豊かにしていくこと、ワーク・ライフ・バランスの確保ということだと思っています。

先ほども御答弁申し上げましたが、いずれ学校なり市町村教育委員会とよく連携をし、現場の状況もよく確認しながら、少しでも改善して、楽になったと言ってもらえるようなものにしていきたいと思っております。引き続きよろしくをお願いいたします。

○小西和子委員 よろしくをお願いいたします。

○工藤大輔委員 先ほど、岩手県教育振興計画の最終案について報告をいただいたところであります。その中でいじめや不登校はあってはならないと思えますし、先生方も含めた不適切な指導や行き過ぎた指導について、徹底して、これらが無い教育環境をつくっていかなければならないと思っております。

そういった中で、グローバル化が進展する中で、世界や地域で活躍できる人材を輩出をしていかなければならない。少子化が進んでいる中、これからの子供たちに期待を寄せるもの、子供たちのために果たしていかなければならないことが以前よりも非常に大きくなっていくのだと思っております。

そういった中で、生徒の進路の状況を聞きたいのですが、これまでも教育委員会は学校運営を進めてきているわけですが、生徒の進路の状況は近年どのような状況になっているのか。卒業後の進路として大学、専門学校、就職といった場合、どのような推移になっているのかお示し願いたいと思います。

○中村高校教育課長 進路状況の推移というところでありまして、まず高校卒業後の4年制大学や短期大学に進学した生徒の割合につきまして、令和元年3月の卒業生が43.7%、令和2年3月の卒業生が45.2%、令和3年3月の卒業生が45.4%、令和4年3月の卒業生が46.7%、令和5年3月の卒業生が47.6%となっています。

専門学校につきまして、推移ということにはならないのですが、令和5年3月の卒業生ですと、専門学校の進学率が19.3%になっております。令和4年3月の専門学校進学率が21.5%で、令和5年3月が19.3%ということになっております。

また、就職した生徒の割合になりますが、令和元年3月の卒業生が29.1%、令和2年3月が28.4%、令和3年3月が27.1%、令和4年3月が25.4%、令和5年3月が25.6%となっています。

○工藤大輔委員 今回の説明からいくと、就職を選択した方は年々減少傾向にあるということ、大学に進学を選択した方は年々上昇しているということが示されたところですが、例えば大学進学の場合、全国は令和元年3月卒業と令和5年3月卒業とすれば、6.1%ふえている。そういった中で、岩手県は3.9%の上昇ということ。これは東北地方で比べれば、秋田県よりは多いわけですが、他の県と比べれば、上昇率は低いということが言えると思います。専門学校については、この2か年ではなかなか見切れないと思います。

私が言いたいことは、生徒の進路の状況は生徒それぞれが目指すものに向かって選択できたかどうかということが大切だということです。数字で見れば、このとおりですが、これも積極的選択だったのか、消極的選択だったのかということは、同じ選択をした中でも違いが非常に大きいと思います。この点については学校現場で状況をよく把握しながら、指導の改善点も求めながらやっていっていただきたいと思います。

そういった中で、親の目からすれば、高等学校までは自宅から通ってほしいという思いを持っています。岩手県内は広いわけですが、県教育委員会が考える岩手県全体の高校の配置の状況やレベルの状況も含めて、それぞれの地域はどのような思いでいるのか。一般的に盛岡市を中心とした内陸部では、偏差値が高い高校は非常に多いです。北上川上流域も一定限はありますけれども、県北・沿岸地域となると、学校の偏差値がなかなか高いわけではないと思います。子供たちからすれば、やはり自分が入れるレベルの高校に入りたいと思う生徒が多いのではないかと思います。

そういった中で、岩手県の高校のレベルや配置の状況について、どのような思いを持ちながらこのような状況に持っていていいのかお聞きします。

○中村高校教育課長 岩手県の学校の配置の状況ですが、大学の進学率ということで申し上げますと、各地域におきまして県北・沿岸地域あるいは盛岡市から一関市までの沿線、

二戸市から一関市までの沿線の地区におきまして、大学や短大への進学率が70%を超えている学校がその地域には必ず1校ある状況でありまして、そういった学校から大学進学を目指す状況になっているのではないかと考えております。

進学支援ネットワークにつきましても、各地域の拠点校を中心として取り組んでいただいているところがありますし、地域によって格差が出ないように今年度から配信型の講座を実施するなど、どの地域の生徒でも進学の指導が受けられる環境をつくる形で取り組んでいるところであります。

○**工藤大輔委員** 例えば東北大学などの入学状況を見れば、やはり盛岡第一高等学校を筆頭に北上川流域の高校名が並ぶのです。ただ、そこには差があつて、盛岡第一高等学校が圧倒的に多くて、他の高校は差が相当あるのです。まして県北地域や沿岸地域は、ここでまたかなり差が出ます。この差を高校間で埋めることができないかという思いを持っています。これは、岩手大学でも一定限そのような見方ができると思います。

なぜこのようなことを言うかということ、私は先ほど広い県土と言いました。例えば青森県で見れば、盛岡第一高等学校と同じようなレベルが青森高等学校、弘前高等学校、八戸高等学校の3校あります。秋田県でも秋田高等学校や横手高等学校、の大体2校、3校ぐらいあります。北東北3県は似たような人口規模であるのですが、青森県、秋田県はそのような高校づくりをしているのですけれども、岩手県は盛岡第一高等学校の一つというように私は受けとめております。広い県土だからこそ、複数校を盛岡第一高等学校のような高校までレベルを引き上げる、あるいはそこに準ずる高校のレベルに引き上げていく学校づくりの方針が必要だと思うのですけれども、お考えを伺います。

○**中村高校教育課長** 一つの学校に限らない、さまざまな学校からの進学実績をつくっていくということになるかと思えます。近年の例えば東北大学の進学実績につきましても、複数の学校から入学している状況もありますが、確かに学校ごとの格差間がありますし、また入学していない学校もあるところであります。

いずれ、裾野を広げてさまざまな学校から入学できる環境を整えていくということは非常に重要なことだと考えております。先ほども少し申し上げたところではございますが、環境よらずに進学の対策ができるような取り組みとして、従来からではありますが、県内の生徒を集めて、合同で大学の志望別に実施する教科の講座や、今年度から開始した2年生の配信型講座を来年度からはさらに志望大学別に2コースに分けて実施し、地域によらず参加できる取り組みで強化をしているというところであります。そういった形でさまざまな学校から入学できる環境をしっかりとつくれるように取り組んでいきたいと考えております。

○**工藤大輔委員** 今、東北大学の話をしたわけですが、例えば医学部であったり、岩手県内の弁護士が少ないなど、地域に必要な人材の育成を進めている中で、法学部に入って弁護士になるというと、かなりハードルが高いわけです。そういった中で、盛岡第一高等学校でなければとか、どこでなければという形ではない、各地域でそういった高校がある、

そしてまたそれが総体的に地域の学力を上げていく。岩手県全体の学力を上げていきながら、子供たちが目指す進路により近づいていくのだという、もう少し強いメッセージを持った学校づくりが戦略的に必要ではないかと思います。

地域でどんどん子供の数が少なくなっていく、地域を担う子供たちが少なくなっていくことが想定される中、より地域の教育を大事にし、戦略性を持っていただきたいと思うのですが、その点についてはどのように考えていますか。

○中村高校教育課長 地域によらない、あるいは地域で核となる学校づくりということで、先ほども申し上げた地域によらない取り組みを進めているところではございます。教科の基礎的な知識や技能をしっかり定着させる、あるいは高度な知識などを定着させるという意味では、高校を合同で集めた講座を行っているところではございますけれども、現在大学入試も多様化が進んでおりまして、総合型選抜や学校推薦型選抜といったところの入学の定員大きくなってきているところであります。

そういった思考力や判断力をしっかり育成していく必要がある入試ではございますけれども、現在探究・STEAM教育推進事業といった形で取り組みを進めております。この学校の推進校としてはいずれ各地域の拠点となる学校を指定して、しっかり基礎的な知識や技能を活用して、さらに思考力や判断力を育成し、そしてさまざまな入試に対応できる力をつけさせていきたいという形で取り組んでおりますので、そういった事業をしっかり充実させながら取り組んでいきたいと考えております。

○工藤大輔委員 私は、県教育委員会がどのように高校づくりをしていくか、必要人材の育成、地域で拠点となる高校づくりをしながら、戦略性を持ってやっていくということが非常に大事だと思います。

そして、進学実績等の関係ですけれども、他県の状況についてどのように把握し、岩手県の実績と見比べながら進んでいるかということ、これまでどのようにやっていらしたでしょうか。

○中村高校教育課長 他県との比較ということでございます。他県の状況につきましては、進学率に関する情報などを比較しながら取り組んできているところであります。各大学への進学者数の状況につきましては、例えば東北大学ですとホームページで各県ごとの進学者数といったものが公表されていますので、そういったデータを見ながら取り組んでいるところでありますが、全ての大学にといったところではないところであります。

ただ、各県の進学の取り組みについては情報交換をしながら、その取り組みをしているところであります。

○工藤大輔委員 県教育委員会が子供たちの教育にかかわるのは、実質高校3年生までです。小中高の教育の最終形、子供たちがどのような進路に向かったか、夢の実現をと記述してありますけれども、夢の実現に向かって取り組めたか、それが果たせるようなところまで進んできたかどうかと、それぞれ専門学校であったり、就職であったり、大学進学、大学においてもどこにどうなのかということが非常に大事だと思っています。

ですので、他県との比較も十分見極めながら、岩手県の教育のレベル、子供たちが進路決定後どうなったかということをもう少し深く捉えて考えながら教育をしていただきたい、そして地域の高校づくりをしていただきたいと思います。最後に、教育長にこの点についてお伺いして終わりたいと思います。

○佐藤教育長 大学進学も就職もそうですが、我々一人一人の生徒の希望や夢の実現のために日々支援しているわけで、進学について言えば、どの地域に住んでいても、目標をかなえられるような支援をしていくことが大事だと思っていますし、入試制度はどんどん変わっているということもあります。毎年、毎年実績等を、16校会議——大学診断懇談会で成果を情報共有しながら、どう取り組んでいけばいいか話し合っておりますが、そういった研究というか、もうこれは欠かせないということだと思っていますし、しっかりとこれまでの、あるいはその年の成果を検証しながら、次に生かしていくということが大事だと思っていますので、あわせてスクールポリシーやグランドデザインもつくっておりますので、それに応じた子供たちの夢への実現が図られるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○上原康樹委員長 この際、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○上原康樹委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○斉藤信委員 盛岡みたけ支援学校の通学バスについて、一般質問でもその後の文教委員会でも取り上げて、教育長から真摯に検討していますと答弁がありました。その検討の結果と今後の見通しについて示していただきたい。

○最上特別支援教育課長 県立盛岡みたけ支援学校高等部における通学バスの運行について、前回の常任委員会のところでお伝えさせていただいたところですが、バスの運行につきましては対応する人員や学習時程、経費など、さまざまな課題があり、来年度からの実施は難しいと判断するに至ったとお示ししている状況です。

しかしながら、これで検討が終わるということではなく、引き続き通学バスの運行も含め通学支援の在り方については多角的、総合的に検討してまいりたいと考えているところです。

○斉藤信委員 一般質問でも、そして前回の文教委員会でも継続的に検討している。あの時点でギブアップしていないですよ。今はギブアップ宣言ですよ。教育長は、首を縦にも横にも振らなかった。私は、継続的に真摯に検討しているというので、一縷の望みを託してきたのです。

そもそもこの通学バスについては、令和5年5月22日に保護者の方々が教育長に要請をして、一生懸命検討しますという答弁だった。県教育委員会と学校の協議の内容も聞きましたが、当初は可能性があったのです。いわば委託バスの純増は対応可能と判断した時期がありました。なぜこれができなくなったのですか。通学バスというのは確かに経費もか

かり、人員も必要です。しかし、そのことも前提にして対応可能としたのではないのですか。県立盛岡ひがし支援学校はやっています。どのぐらいの人員と財政がかかっているのですか、なぜ盛岡みたけ支援学校の高等部はできないのですか。

○最上特別支援教育課長 バスの純増につきましては、先ほど申し上げましたとおり、やはり対応する人員、学習時程、経費などの課題があって、厳しい状況にあるということをお判断いたしました。

ただ、盛岡ひがし支援学校と盛岡みたけ支援学校につきましては、盛岡ひがし支援学校の場合は一つの校舎で小学部、中学部、高等部が学んでおりますので、一つのルートでバスを運行することは可能ですが、盛岡みたけ支援学校の場合、小中学部の校舎と高等部の校舎が離れているため新たにルートを立ち上げなければならないというところから、先ほど申し上げましたとおり、人員の問題や経費などの課題があり、今のところ運行は難しいと判断をしている状況です。

○斉藤信委員 あなた方は難しいと言うけれども、現在も保護者による送迎が65%です。教育相談をしてきたと言うけれども、その中身を聞けば、最初から高等部は通学バスがありませんとしているのです。そういう教育相談をしていたら要望が出てこないのです。運転免許証も何もない人が1人いたということでしょう。

なぜ、盛岡みたけ支援学校に通う場合は、保護者が送迎しなくてはならないのですか。フルタイムの仕事に就けないではないのですか。それでいいのですか。65%も保護者送迎しているという実態を、あなた方はどう見ているのか。保護者の犠牲の上に成り立っていることは仕方がないということですか。改善すべきではないのですか。

○最上特別支援教育課長 保護者の送迎に係る負担につきましては承知しているところでありますが、何度も申し上げるところですが、さまざまな課題が残っておりますので、今後課題の解決に向けてさまざまな角度から通学支援の在り方を引き続き検討していきたいと思っております。

○斉藤信委員 教育長にお聞きしたい。一般質問でも継続して検討する、真摯に検討する、と答弁されていましたが、いつ、どういう中身で検討されたのですか。

○佐藤教育長 要望を今年度2回お受けしたということで、それぞれ5月以降、担当課を中心に、あとは学校と実態の確認等しながら進めてまいりました。それから、全県的なバスの運行状況なども踏まえ、具体的に青山校舎における公共交通機関の状況、学校によって諸条件がさまざまございますので、そういった中で要望を受けたことを踏まえて、何らかの形でバスを出せないかさまざまな角度から何パターンか挙げまして検討もしてきたところですし、我々として最善の努力を続けてきております。

先ほど最上特別支援教育課長から申し上げましたとおり、来年度からの実施は、現時点では難しいということですが、他の事例なども参考にしながら、多角的、総合的に検討していくということを申し上げたいと思います。

○斉藤信委員 真摯にと言いつつ、不誠実でしたね。一般質問の答弁でも真摯に継続し

て検討する、文教委員会のおきにもそう答えた。中身がないではないですか。人を裏切るようなことを言うべきではありません。こんなやり方は、教育者として情けない。

もう少し立ち入ってお聞きします。最初は、委託バスの純増は対応可能と判断した。対応可能と判断した根拠と、できないと判断した根拠は何ですか。委託バスはそんな難しい話ではないと思います。ましてや保護者が求めているのは登校時です。下校時は、基本的にはデイサービスを使っています。それができないと判断したのは、費用がどのぐらいかかると算定したのか具体的に答えてください。また、対応可能と判断した根拠とできないと判断した根拠を具体的に答えてください。

○最上特別支援教育課長 委託バスの純増について、前向きに検討できると判断をしたところについてですけれども、まず、学校が持っているスクールバスについては走らせることは難しいと判断をしました。小中学部のバス路線を延長するやり方についても、やはり難しいと判断をしたところで、最後の委託バス純増については、いけるのではないかと判断をしました。

その上で検討したのですが、職員が添乗するという形を取っておりますので、そこについて、高等部は高等部の職員だけで添乗しなければならないというところの負担が大きいところが一つございます。小中学部は小中学部の多い職員で添乗の任務を果たすことができるのですけれども、高等部の職員だけですとやはり負担がとても大きいということが一つと、それからやはり財政面で厳しいというところがあり、今年度については委託バスの純増は断念した形になっているところです。

○斉藤信委員 委託バスの運行を一度は対応可能とした。それは、人員配置も想定してやっていたと思うのです。財源も人員配置も必要になってくるでしょう、それはやる気の問題でしょう。当然、今の体制でやるのは難しいでしょう。

来年度は高等部に 22 名が進学するのです。再来年度も同じ規模で進学者が出てきます。盛岡みたく支援学校の高等部の生徒は、どんどんふえます。だから、来年度に進学する保護者の方に在校生の保護者の方が連絡を取ったら、5名が通学バスが欲しいと要望した。来年度も同じ規模で要望が出てくると思います。小中学部で通学バスを使っていて、高等部に進学したら、親が犠牲になって送迎しなくてはならない。おかしいのではないですか、これを何とかしなくてはならないという立場でやってもらわなければ困るのです、いかがですか。

○最上特別支援教育課長 高等部の通学バスにつきましては、何度も申し上げますが、引き続き検討してまいりたいと考えているところです。

具体的な案でありますけれども、学校の所有バスがまだございますので、それを何とか活用して、運転手だけでも外部に委託して走らせるとか、あるいはほかの支援学校で通学バスを走らせていない学校もございますので、そこの連携を図りながら通学バスの運行を考えていくということも現在検討を進めているところでありますので、引き続き取り組んでまいりたいと思います。

○**斉藤信委員** もう3月18日ですから、客観的に難しいと思います。しかし、来年度は検討に本当に結びつけてほしい、今まで通学バスを使っていた子供たちですから。通学バスは、子供たちにとって重要な教育の場だと思います。バスを使って通学することは、タクシーを使うこととは違い、教育の場、社会に参加する場だと思うのです。

盛岡みたく支援学校は、来年度も再来年度も進学者が増加する見通しです。だから、高等部に進学したらそうなってしまったとにならないように、来年につなげてやっていただきたい。

次に、これも一般質問で取り上げた課題でありますけれども、再発防止「岩手モデル」策定委員会について、外部委員5名連名の要望書、調査検証委員会設置を求める要望書について。教育長の答弁は、極めて曖昧な答弁でありました。7名の外部委員のうち5名の外部委員が連名で盛岡第一高等学校事件の検証は不十分だ、第三者による検証を進めるべきだ。この検証なしに岩手モデルは魂が入らないとも言っているのです。この5名の外部委員の検証委員会設置の要望について、具体的にどのように検討をしているのか、しようとしているのか示してください。

○**大森教職員課総括課長** 要望書への対応ということで御質問いただきました。要望書では、岩手モデルを早急に完成させることを大前提とした上で、盛岡第一高等学校事案についての調査検証はモデル策定から完全に独立をさせて、新たな調査検討委員会を立ち上げ、実施することが望ましいと述べられています。

一方で、要望書においても、調査検証手続の完了を待つことなく岩手モデルを完成させることが大前提とされておりますことから、県教育委員会といたしましては、まずは岩手モデルの策定に全力を傾注し、早急に岩手モデルを発出したいと考えています。その上で、要望書につきましては教育委員にも御報告の上、対応について検討を進めているところであります。

今後岩手モデルの策定を踏まえ、要望書の対応について判断してまいります。

○**斉藤信委員** 岩手モデルの策定は年度末でしょう。

○**大森教職員課総括課長** 3月末に第12回目の策定委員会を開催いたしまして、そこでいただいた意見を踏まえて、委員会は現在の予定では3月で最後としています。その後4月にかけて、そこで出された意見も含めて県教育委員会として整理をいたしまして、新年度早々に岩手モデルを発出したいと考えているところであります。

○**斉藤信委員** 私も第11回の策定委員会を傍聴しました。第11回の策定委員会を報道した新聞で、遺族のお父さんが、これではまた同じことが起こり得る。再発防止策になっていない。と述べているのです。外部委員の声として、注意喚起レベルで実効性がない。遺族らが特に問題にしているのは、教職員の不適切指導の見落としを防ぐ体制づくりです。校内で情報を共有する取り組みは、教職員の意識改革、職場風土の醸成との記載にとどまっている。調査権限のある独立組織に介入させる仕組みは必要ではないかと言っているのです。

だから、年度末までに策定するというところで進んできたから、外部委員の人たちはこれはこれで仕方ない、仕上げる必要があるでしょうと、こういうことです。しかし、盛岡第一高等学校事件の納得できる検証がなかったら、魂が入らないというのがこの要望の中身です。

そういう点で、あの場でも外部委員から今のような発言があったと思うのですが、外部委員から出された意見について、最終的にどのように受けとめて対応しようとしているのですか。

○大森教職員課総括課長 まず、盛岡第一高等学校事案の究明でありますけれども、教育委員会がみずからが調査することの妥当性ですが、我々といましては、自らが当時の学校、県教育委員会の組織的内容を検証することが適切と考えて、外部委員に県教育委員会がみずから調査することを御了承いただいた上で具体的な方法等をお諮りして、調査に当たってまいりました。

また、盛岡第一高等学校事案の被害生徒とその保護者に対しても調査結果を丁寧に説明するとともに、追加の調査を実施してきたところであります。

これらの調査によって、当時の対応として不適切な点とその要因について相当程度明らかになってきたと考えているところであります。

また、岩手モデルに不十分な点があるのではないかと御指摘はあります。今回パブリックコメントも行いまして、さまざま御意見もいただいているところでありますので、3月にいただくであろう御意見というものを含めまして、つくって終わりではなく、さまざま動かしてみ、運用してみ、不都合な点、新たな課題が出てくると思います。それは、また別途外部のモニターの方をお願いをしまして、第三者の目で岩手モデルのさらなるバージョンアップを絶えずやっていくということで考えておりますので、まずはスタートをさせて、やってみてバージョンアップ、ステップアップしていくという形で取り組んでいきたいと思っています。

○斉藤信委員 11回も策定委員会をやりました。その結果があつた要望書です。ここを重く受けとめる必要があると思います。外部委員も11回も策定委員会で議論してきた。その結果、盛岡第一高等学校事件の検証は不十分だ、独立した調査検証委員会を設置して徹底して調査するべきだと出たのです。

なぜこういうことになったのか。委員会でも一般質問でも指摘したけれども、県教育委員会の調査が加害者側ばかりの内輪の調査だからです。この調査は極めて不十分です。だから、策定委員会には遺族も被害者も参加しているわけです。そのたびに疑義や事実関係の把握に違いが出る、そういう議論が10回まで続いたのです。県教育委員会の調査の仕方が全く不十分で一方的だった。だから、外部による検証委員会の設置を要望することとなったのです。このことをあなた方はしっかり受けとめてほしい。

前にも仙台市で遺族の弁護士が紹介していましたが、仙台市は、市長直属の機関のような形で相談窓口を設置して、こうした不祥事とかセクシュアルハラスメントや

パワーハラスメントの相談を受ける機関をつくり、弁護士が対応しているそうです。そういうところをしっかりとつくと、県教育委員会だけで対応するというだけでは今回の教訓が生かせないのではないかと思います。その点はいかがですか。

○大森教職員課総括課長 若干繰り返しますが、いずれ再発防止に取り組むためには県教育委員会自らが当時の学校、県教育委員会の組織的な対応を検証することが適切と考えて、外部委員に具体的な調査方法などをお諮りしながら調査に当たってきたところでもあります。

調査対象も含めて事前に外部委員の皆様協議の上進めてきたところでもあります。

事実認定に当たりまして、外部委員の皆様からより広い事実を捉えて、こういう可能性はある、あった可能性があるというような広めの事実を拾う作業が再発防止の検討に向けた議論として有効だという御指摘もいただいて、時間の経過によって事実確認が困難な点も踏まえて、幅広く事実を認定しながら事実関係を整理したところでもあります。

また、御遺族、御家族で事実として整理したところで認識が違う部分については、御家族、御遺族の認識を書いてもらう欄も作って、そこにも……

○斉藤信委員 短くしてくれ。

○大森教職員課総括課長 やっているところでもあります。

○斉藤信委員 同じ答弁はいいよ。

○大森教職員課総括課長 それから相談窓口でございますが、教育委員会あるいは各警察署にハラスメントの窓口も置いておりますし、相談員として新たに警察官OBの方を4月から任用することとしております。いずれ体制を強化して取り組んでまいりたいと思います。

○斉藤信委員 何度も言うように、確かに、外部の意見を聞きながら県教育委員会は調査してきた。その結果がこの調査検証委員会設置を求める要望書です。その事実を受けとめなさいと言っているのです。外部委員の圧倒的多数が納得していたら、これが出るはずがないのです。私はびっくりしました。これは、10回目の委員会が終わった後に出たものです。外部の意見を真剣に受けとめなければ、あなた方は外部の意見聞かないということになるのです。

もう一つ、警察官OB、そんなばかな話はないのです。県教育委員会の外に窓口を置かないと、結局県教育委員会内部の対応になってしまうという批判です。外部の意見なのです。そういう事例もあるということを紹介しました。

そういう意味で、11回もやったこと自体が異例です。そして、11回やって、こういうことになっているというこの事態もしっかり受けとめて、最大限、岩手モデルは仕上げて、ブラッシュアップしていく。事があつたら、県教育委員会の中だけでなんでも処理しない仕組みが必要だという提起があるわけだから、その外部委員の意見はしっかり受けとめていただきたい。

三つ目の質問をいたします。学校給食費の値上げの状況について、県立学校の学校給食費は来年どうなるのでしょうか。私は値上げを抑えるべきだと思いますが、いかがでしょ

うか。

○古川予算財務課長 県立学校における令和6年度の学校給食費についてであります。特別支援学校の学校給食では、令和5年4月と令和6年4月の1食当たりの単価上限で比較しますと、県内統一単価で納入していただいている牛乳の値上がりや、物価指数の上昇などがございまして、11円、3%の増、単価を改定する予定としております。この上限単価を基に各学校において地域の状況を鑑み、単価を設定することとしておりますし、市町村から給食の提供を受けている学校、分教室等になりますが、そこは各市町村の給食単価となるものであります。

令和6年度の給食費につきましては、国の交付金の活用が見込まれていないということがございまして、保護者負担の増額または就学奨励費による対応といった対応をさせていただきたいと考えております。

○斉藤信委員 1食11円ですから、月幾らで、年間どのぐらいの負担増になるのか示してください。

それと、県内市町村の値上げの状況を把握されているでしょうか。

○古川予算財務課長 概算で恐れ入りますが、1食11円、3%ということございまして、1年間で二百数十万円程度の給食費の増となる予定であります。

○菊池保健体育+課総括課長 市町村における学校給食費の状況についてでございますが、新年度に学校給食の食材購入経費の増額を予定している市町村が10市町村となっており、うち1市が保護者負担の増、9市町村は保護者負担がふえない予定であること、23市町村につきましては食材購入経費は据置き予定と聞いているところであります。

○斉藤信委員 県立特別支援学校だと思いますけれども、総額二百数十万円の増はいいのだけれども、保護者負担はどうなるのか。

それから、就学奨励費ですか、この対象はどうか示してください。

また、市町村の動向ですけれども、10市町村のうち1市町村が保護者負担ということですが、9市町村はどういう対応になるのか。回数を減らすのか、どうか。そして、23市町村が据置きというのは、基本的には市町村が負担するというところでよろしいのですか。

○古川予算財務課長 令和5年から6年にかけての値上がり分につきましては二百数十万円の増ということで、保護者負担にしますと約50万円程度です。

就学奨励費につきましては、毎年生徒の世帯の収入状況に応じて1、2、3区分が決定されるものでありまして、今年度をベースにしますと、9割弱の生徒が1区分または2区分で、全額または半額の奨励費対応となっているものであります。

○菊池保健体育課総括課長 令和6年度の学校給食費についてでございますが、来年度の学校給食費については現在市町村において詳細を調整中でございます。金額までは把握していないところでありますが、例年6月に実施している学校給食費に関する調査により、県内市町村の学校給食費の状況を把握することとしております。

○斉藤信委員 9市町村はどうやって抑えるのでしょうか。

○菊池保健体育課総括課長 詳細につきましては現在把握しておりません。

○小林正信委員 東日本大震災津波の発生から13年が経過したということで、当時高田高等学校の実習ボートがカリフォルニア州クレセントシティ市まで流されて、現地の高校生がこのボートをきれいにして返そうというプロジェクトを発案したそうです。これが縁で2018年に陸前高田市とクレセントシティ市は姉妹都市の協定を締結した。県教育委員会としても、この高校生同士の交流を把握されていると思うのですけれども、その状況についてお伺いしたいと思います。

○中村高校教育課長 高田高等学校とクレセントシティ市の交流の状況ということでございますけれども、今小林正信委員の御指摘があったとおりでありまして、高田高等学校の実習船かもめが平成25年にクレセントシティ市の海岸に流れ着いたことをきっかけに始まったもので、両校の交流が陸前高田市とクレセントシティ市の交流へと発展し、現在も交流が続いているものであります。平成25年度から両校の間で生徒及び教員の相手校訪問が行われておりまして、平成25年度にはデルノータ高校から高田高等学校へ生徒6名と教員及び保護者、平成26年度には高田高等学校からデルノータ高校へ生徒14名と教員2名、その後も令和元年度まで互いに訪問し合い、授業や部活動等に参加しております。令和2年度からはコロナ禍の影響により互いの訪問はできませんでしたが、オンラインや手紙による交流が継続されております。

また、実習船漂着10年目となる今年度は、6月に陸前高田市が主催した記念式典に合わせて来日したクレセントシティ市からの訪問団との交流のほか、訪問団と一緒に来日したデルノータ高校の高校生2名がホームステイをしながら高田高等学校で1週間から1カ月程度学校生活を送ったり、あるいは文化祭で8月に森林火災に遭ったクレセントシティ市の人々を励ますためにデルノータ高校に向けたメッセージ写真を作成、送付するなど、両校の交流がますます深まっている状況でございます。

○小林正信委員 ありがとうございます。二つの高校の交流というのは本当に素晴らしいと思いますし、今後もこの交流がずっと続き、充実されるようにと願うばかりです。陸前高田市としてもやはりこれをさらに盛り上げて、例えば高田高等学校から留学をクレセントシティ市あるいはカリフォルニア州に送り出したいという考えを持っていると聞いておりますけれども、この高校生の交流をさらに活性化した先の留学について、県教育委員会としてどのように考えているのかお伺いしたいと思います。

○中村高校教育課長 高田高等学校からクレセントシティ市への留学ということでございますけれども、留学につきましては生徒にとって、アイデンティティーを持ちながら異文化を理解して、相手の立場を理解する共感力や多様な人と協働しながら、国際社会や地域社会の発展に資する新たな価値やルールをつくることができる力などを身につけることができるものだと思っております。

一方で、高校生の留学につきましては、日本と留学先の年度の始まりの違い、あるいは本人が希望する学びと留学先での学びの一致など学びの円滑な接続、また帰国後に留学に

より履修できなかった科目の学習や進路に向けた準備などにおいて課題も見られているのではないかと考えております。

現在両校における交流が継続されておりますので、高田高等学校の教育活動の充実にさらにつながるように支援してまいりたいと考えております。

○**小林正信委員** ささまざまな課題があると思うのですけれども、非常に重要で貴重な留学経験だと思しますので、ぜひ県教育委員会として頑張って支援していただければと思っております。

県立図書館について、年間どれくらいの方が利用しているのかとお伺いしたいと思います。

○**小澤生涯学習文化財課総括課長** 県立図書館の利用人数の状況についてであります、令和5年度は2月末現在で33万1,819人となっております、1日平均の利用人数は約1,050人となっております。令和4年度は、年間で32万3,110人でありまして、1日平均約953人でありましたので、昨年度と比較しますと、1日当たり約100人程度ふえている状況であります。

平成30年度は年間で40万8,389人の利用者でありましたので、少しずつではありますが、コロナ禍前の状況に戻つつある状況であると認識しております。

○**小林正信委員** 次に、図書の年間の購入費はどれぐらいか、全国と比べてどのようになっているかお伺いしたいと思います。

○**小澤生涯学習文化財課総括課長** 図書購入費の状況及び全国順位についてであります、本県の令和5年度の図書購入費の予算は、通常分が1,768万円に加えまして、1ールーム整備に係る震災分として450万円、計2,218万円を措置いたしました。その予算額について、日本図書館協会が調査した資料を基に各都道府県の図書購入費を比較しますと、全国で45位となります。また、参考としまして、人口1人当たりの予算額で見ますと、全国順位は31位ということになります。

こうした状況であります、市町村立図書館を訪問した際に選書に関する意見交換を行うなど、役割分担を図りながら、限られた予算の中で効率的な図書資料の購入に努めております。

○**小林正信委員** 先日、県内でもかなりすばらしい取り組みをしていると伺いました一関市立図書館に伺ってお話を聞いてきましたけれども、利用者に対して非常にきめ細やかなサービスが実施されておりました。例えば、利用者がこういう本を読みたいという、すぐにリクエストに応じて買ってくれたり、利用者に対してさまざまな情報や資料を提供してくれたり、レファレンスサービスが充実しているという点など、非常にすばらしい取り組みをされていると感じました。

そして、一関市立図書館は、地域から書店がなくなっていることを非常に懸念しておりました。県の図書の購入先についてお伺いしたいと思います。

○**小澤生涯学習文化財課総括課長** 図書の購入先についてであります、9割以上につい

て県内の書店等から購入しております。

○**小林正信委員** よかったです。ぜひとも続けていただいて、県内の書店と共存しながら、読書活動が進む取り組みを進めていただきたいと思いますし、やはり図書館の充実や利用者をふやすというところは、県民の学ぶ心や人生を豊かにする点で非常に大事だと思います。利用者の増加に向けてのお考えを伺いたと思います。

○**小澤生涯学習文化財課総括課長** 県立図書館では、所蔵資料の徹底活用、情報発信、利用促進に向けた環境整備の三つの重点を置きまして、岩手県にまつわる出来事、歴史、人物などをテーマとした企画展の実施、ウェブページ、SNS、いわてグラフ等の出版物を通じた情報発信、団体見学、インターンシップなどの積極的な受入れなどに取り組んでおります。

今後は、これまでの取り組みに加え、震災・防災の学び合いスペース I ールームを活用した児童生徒の探究学習の支援及び関連イベント等の開催、ヨガや健康づくり講座などの幅広いテーマでの体験型イベントの開催、スタンプラリー等を活用した美術館、博物館等との連携事業などの取り組みにより、新たな利用者の開拓に努めてまいりたいと考えております。

○**小林正信委員** それと関連して、一般質問でも伺ったのですけれども、各学校の図書館司書の配置状況と全国と比べてどういう状況にあるのかお伺いしたいと思います。

○**大森教職員課総括課長** 学校図書館司書の配置状況、さらには全国と比較という御質問でございますが、文部科学省が5年置きに全国調査を行っておりまして、直近の令和2年度に実施した学校図書館の現状に対する調査によりますと、専ら——5割以上学校司書業務に従事している学校図書館司書の本県の配置状況でございますが、公立小学校では300校中94校に配置をされ、配置率31.3%で全国41位、公立中学校では149校中37校に配置をされ、配置率24.8%で全国44位、公立高等学校では64校中12校に配置をされ、配置率18.8%で全国43位となっております。

なお、全国調査の観点とは異なりますけれども、学校司書業務の従事割合、専らという形、5割以上という割合にかかわらない学校図書館担当職員の配置状況でございますが、今年度県教育委員会が独自に行った調査では、公立小学校では268校中168校の配置で配置率は62.7%、公立中学校では143校中86校の配置で配置率は60.1%、義務教育学校では1校中1校の配置で100%、公立高等学校では63校中13校の配置で配置率は20.6%となっております。

○**小林正信委員** 先ほど教員の働き方改革というところも話を伺って、図書館担当職員を入れれば、少し上がるのだということでしたけれども、純粋な司書をしっかり配置していくということが児童生徒の読書に対する取り組みを充実させる上で非常に重要だということ、先ほど図書館の購入費が全国45位、司書の配置が40位でどちらも下位だということを見ると、この取り組みにもう少し予算をかけていただきたいと思いますと感じたところであります。

先ほど一関市立図書館の話をさせていただきましたけれども、一関市立図書館はやはり

コストはかかる、指定管理もなしで、市立図書館の司書も県内で一番多いというところ、これがどういう影響があるのか一関市立図書館の担当の方はおっしゃっていなかったのですが、やはり人を育てるところにしっかりお金をしっかりつけていくという観点から非常に充実していると思うのです。

そういった意味で、先ほどの図書館購入費も含めて、司書の充実はしっかり努力していく、予算もしっかりつけていくところが、人を育てていくところにつながるのではないかなと思うのですが、司書の充実について今後どのように取り組んでいくのかをお伺いして、終わりたいと思います。

○大森教職員課総括課長 学校図書館司書の今後の充実の取り組みということですが、まず前提といたしまして、学校図書館で12学級以上の学校には司書教諭の配置が義務づけられておりまして、そこはしっかりと配置しております。

その上で学校図書館司書でございますが、県立学校におきましては、現行体制の中で学校事務職員の役割として学校図書館司書業務を明確に位置づけております。また、障害者雇用促進対策事業を活用しながら、学校図書館司書の拡充に取り組んできたところであり、令和5年度は13名を配置しております。また、市町村立学校におきましては、学校図書館司書の配置に係る経費について地方財政措置がなされておりますことから、会議等を通じて市町村に対し配置拡充を行うよう働きかけを行っております。

引き続きこうした取り組みを進めるとともに、司書教諭の資格取得の促進にも取り組みまして、学校図書館司書と司書教諭等との協力、連携等の体制づくりを推進してまいりたいと考えています。

また、文部科学省が示す学校図書館ガイドラインにあります学校図書館がその機能を十分に発揮できるような各教職員がそれぞれの立場で役割を果たして、組織的に取り組むよう努めるという趣旨も踏まえながら、学校図書館の充実に向けた取り組みを進めてまいりたいと思っております。

○上原康樹委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 ほかになければ、これをもって教育委員会関係の審査を終わります。

執行部職員入れかえのため、しばらくお待ち願います。

次に、教育委員会から岩手県における学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する方針について発言を求められておりますので、これを許します。

○菊池保健体育課総括課長 岩手県における学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する方針の策定について御説明申し上げます。

資料①をごらん願います。1の策定の背景等についてでございますが、スポーツ庁及び文化庁から新たなガイドラインを令和4年12月に公表されたこと、あわせて令和3年3月に県の有識者会議でまとめられた提言において、県の部活動の方針の再改定が求められていること、これらを踏まえ、県及び県教育委員会において岩手県における部活動の在り方

に関する方針を全面的に改定し、新たに学校部活動と地域クラブ活動に関する方針を令和6年1月に策定したものであります。

2のこのたび策定した新しい方針についてですが、国が示したガイドラインと同様にⅠからⅣの4項目で構成されています。Ⅰは、これまで行われている学校部活動について、Ⅱは、地域において新たに整備する地域クラブ活動について、Ⅲは、地域クラブ活動への移行に向けた環境整備、Ⅳは、大会等の在り方の見直しでございます。詳細については、概要版で御説明申し上げます。

なお、3の参考にお示ししているとおり、本年度方針の策定に向けた検討会議を計3回開催し、有識者の意見を踏まえ、検討を進めてきたところであります。

方針の詳細につきましては、資料②の概要版をごらん願います。上段左、国の動き、国のガイドラインを参考にするとともに、上段右の県の動き、本県有識者会議で示された課題に対応した新しい方針を策定するものです。新たな方針は下段、Ⅰは学校部活動、Ⅱは新たな地域クラブ活動、Ⅲは、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備、Ⅳは、大会の在り方の見直しでございます。

Ⅰにつきましては、これまでの県の部活動の方針を踏まえたものとなっております。県の提言で示されたスポーツ医・科学の見地から、休養を適切に取る必要があることや学校部活動は自主的・自発的な活動であること、また県独自の内容として、事故防止等として熱中症防止や安全管理体制の構築などを示しております。

Ⅱでは、新たに整備する地域クラブ活動の在り方、運営体制などについて記載しております。競技によっては地域のスポーツ環境がある、例えば水泳のようにスイミングスクール等が受入れ先になり、既に活動している競技もありますが、それ以外の多くのスポーツや文化芸術活動は地域によって環境や体制がさまざまでございます。そこで、地域にある総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団、地域の体育・スポーツ協会、民間事業者などの団体に加え、市町村の直接運営などにより、中学生の受入れ態勢を整備するとともに、市町村が関係者を集めた協議会を設置して、連携体制を構築すること、また休養日等の設定については、これまでの学校部活動と同様の基準を示しております。

Ⅲですが、地域における新たなスポーツ・文化芸術環境の整備に取り組みます。まずは休日から、そして平日はできるところから段階的に体制を整備していくこと、また関係者から成る協議会等を設置し、検討体制を整備することなどを示しております。

Ⅳでは、学校部活動のみならず地域クラブ活動でも大会参加できるよう大会主催者に求めているところですが、今年度の県中総体では、一定の要件を満たした地域クラブ活動に所属する生徒が大会に参加しているところです。また、今般の暑さ対策として、暑さ指数等の客観的な数値による大会開催の可否判断などを示しています。

今回策定した方針により県の方向性を示すとともに、市町村向けに令和5年3月に作成し、今月更新した地域移行に向けた手引の活用等により、県教育委員会と文化スポーツ部が連携しながら、地域の実情に応じて将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続

して親しむ環境の整備が進められるよう、市町村の取り組みを支援してまいりたいと考えております。説明は以上となります。

○上原康樹委員長 ただいまの報告に対して、何かありませんか。

○小西和子委員 これは大きな問題だと捉えておりますけれども、地域から聞こえてくるのは、指導者が見つからないということ。この実態について伺います。

それから、指導者に対して謝礼を支払わなければならないのですけれども、その辺りはどうなのか。例えば市町村の職員で指導をするということになれば、特に謝礼は発生しないと思うのですけれども、指導者の現状と報酬について伺います。

それから、活動場所のことです。今の部活動もそうですけれども、地域にはたくさんのクラブチームがありますが、活動場所は十分に準備されているのかどうか県教育委員会としてどう捉えているのか伺います。

それから、保護者から会費を徴収することになると考えますけれども、現状はどうなのか。これから、国で費用を工面する動きはあるのか伺います。

○鈴木スポーツ振興課総括課長 まず、地域移行の指導者の関係であります。今モデル事業をやっております、やはり指導者の確保に苦労していると聞いております。指導者につきましては受入れ先であるスポーツ少年団、総合型地域クラブ、競技団体などを活用しながら、指導者を確保していく必要があると考えております。あわせて、方針には人材バンク等をつくって、それらを活用することも書いておりますので、市町村、県、それらの取り組みを強めていきまして、対応していく必要があると考えております。

それから、指導者の報酬でございます。現在のモデル事業では、指導者に時間当たりの報酬を支払っている実態があります。今は国の交付金で支払っている状況ですが、これが本格移行した場合はその辺の対応が必要になってくるかと思っております。今は国に支援を要望しておりますが、支援等がどうなるかわからない状況で、場合によっては受益者負担ということで、負担が生じてくることもあるかと考えております。

それから、活動場所であります。地域によって実情はさまざま、学校の体育施設を利用している場合、それから市町村の施設を利用しているような場合がございます、やはり地域移行のクラブだけが使用者ではございませんので、その調整もしていく必要があると聞いております。そこも含めてモデル事業の状況等を見ながら、さまざま意見交換しながら対応していく必要があると考えております。

○小西和子委員 ありがとうございます。指導者確保といたしましても、なかなかフリーの方にお願いますということにならないと思うのです。それから、とても部活動指導が大好きだという教職員も中にはいますので、それはそれで依頼することも可能だと思いますけれども、恐らく人材バンクといたしましても、そこまで大勢が登録しているわけではないと思って、ここはとても重要だと思いますし、勝利主義の方がなると、これまた厄介なことになりますので、その辺りを今後どのように進めていくのか伺います。

それから、報酬については、やはり何とか国で手当てしていただけたらという思いがあ

ります。やはり保護者の方々の中にもコロナ禍だったり物価高騰で困窮している家庭がふえておりますので、部活なんてやめるなんていうことになることもあるのです。その辺りが非常に心配であります。

それから、活動場所のことですけれども、実は地域移行とは少し違う、今まであるクラブですけれども、活動場所を探すのに放浪者のように毎回そっちこちに連絡をして、活動場所を借りられないか交渉しているという話を聞いたことがあります。

県でこういうことを進めるのであれば、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団は優先的に使用する活動場所を先に決めていただけるのということですよ。同じように、東北大会にも出場しているような野球チームでも、活動場所がなくて本当に困っているという声があちこちでありますので、やはり県として、さまざまな文化、それから体育、どちらのクラブもたくさんあって、活動場所を準備する動きが必要ではないかと思っておりますので、その辺りをお聞かせいただきたいです。

○鈴木スポーツ振興課総括課長 指導者については、先ほども申し上げたとおり、なかなか確保することが難しい状況であります。地域で活動している団体等があれば、その中で指導していただいている方に御理解を得て指導をしていくような方法を各地域の実情に合わせて探していただく必要があると考えております。

それから、報酬等の支援につきましては、引き続き私たちの方でも国等に要望等をしていきたいと考えております。

それから、活動場所の施設、利用状況、利用する方、それぞれの地域によってさまざまな状況ですので、それらを踏まえた上でその地域でどういう確保をしていくか検討しながら、例えば今回実施しているモデル事業等でその辺を実証しながら進めていただくのがいいと考えております。それを県としては支援するような形で取り組んでまいりたいと考えております。

○小西和子委員 中学校の生徒たちが一番困っているのではないかと思います。保護者も送迎やさまざまな会費の負担がふえたりして本当に大変だと思いますので、できるだけ負担が少なく、そして生徒たちも気持ちよく活動できるような計画を進めていただければと思います。

○斉藤信委員 冊子のほうの2ページ目の五つ目の丸ですけれども、3行目に部活動を学校単位から地域単位の取組とするべきことが指摘されたと記載があります。休日の地域クラブ活動への移行ということはわかるのですけれども、部活動を学校単位から地域単位の取組みにするということが基本の方向ですか。

○鈴木スポーツ振興課総括課長 部活動地域移行でございますが、少子化が進行しておりまして、学校の部活動、特に規模が小さい中学校で従前と同じように学校単位での部活動の体制を運営することが難しくなっております。そういう事情もありまして、地域で文化、スポーツをできる体制を整備することを国で進めておりまして、県でもそれに合わせて地域移行を進めているものであります。

○**齊藤信委員** 私が今紹介したこの文章の中には、小規模などの条件がついていないのです。基本問題として、部活動を学校単位から地域単位の取り組みとするべきと指摘された。これは中長期であっても、学校の部活動がなくなるということです。そのため基本的には地域に移行すると読めるのだけれども、そういうことでいいのですか。県教育委員会の担当者に聞きましょう。当面は令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図るになっていますけれども、基本的には地域単位の取り組みにしていくことが今目指すべき方向として示されているのですか。

○**菊池保健体育課総括課長** 中学校からの地域クラブ活動への移行の取り組みについてありますが、中学校につきましては、急激な少子化による生徒数の減少によりまして、多くの学校におきまして学校単位でのチーム編成等が困難な状況にあります。また、生徒数の減少により、部活動の統廃合によって活動できるスポーツ、文化芸術活動が減少している状況です。さらに、サッカー、バスケットボール等のクラブチーム、スイミングスクールやテニスクラブ等の民間企業など、学校以外の多様なスポーツ、文化芸術活動に取り組む中学生がふえてきている状況です。

これらの状況を踏まえまして、まず中学校から地域移行へ取り組む、そして地域の実情に応じてスポーツ、文化活動の機会を確保していくことが取り組む方向性であります。状況によりましては、平日は部活動、そして休日は地域クラブ活動、また地域や個人によりまして、さまざまなケースがあると思います。中には部活動に所属しないで平日も休日も地域クラブ活動、または部活動に一切所属しない、地域クラブ活動も活動しないこともあり得ると思います。そういった生徒のニーズを踏まえ、そして地域の実情等を考慮しながら、部活動の地域移行、地域クラブ活動への移行を進めるものであります。

○**齊藤信委員** いろいろな条件に応じて部活動が地域に移行するという事は常識でわかります。しかし、ここの表現は、部活動を学校単位から地域単位の取組とするとなつているのです。だから中長期的には部活動は地域単位の活動になります、それを目指すという理解でいいのですか。

○**菊池保健体育課総括課長** ただいまの御質問についてでございますけれども、中央教育審議会や国会から部活動を学校単位から地域単位への取り組みとするべきことが指摘されているということでもあります。それらを踏まえまして、スポーツ庁及び文化庁におきましては令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図ることとしております。

○**齊藤信委員** 国の方針として、指摘されたということですか。これは、国がそういう基本方針を定めたということではないのか。そこをはっきりさせてください、これ全然違うのだよ。指摘されていることと、国が基本方針でそう決めていることとはえらい違いなのだから。

○**菊池保健体育課総括課長** 結論といたしましては、地域移行、地域クラブ活動への移行ということは完全にはまだ決まっております。現在、令和5年度から7年度まで推進期間といたしまして、全国または本県におきましてもモデル事業等を展開しております、

そのモデル事業の中でさまざまな成果や課題等を出しながら、全国、そしてそれぞれの都道府県で共有しながら、それぞれの地域の実情に合わせたものを進めていこうというものであります。

○**斉藤信委員** 部活動から地域への移行は、あくまで指摘であって、具体的には条件のあるところというか、やるべきところで地域への移行を図るということではないのですか。

それで、4ページ目の丸二つ目の5行目ですが、学校部活動の教育的意義や役割については、地域クラブ活動においても継承・発展させ、さらに、地域での多様な体験やさまざまな世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、学校教育関係者等と必要な連携を図りつつ書いているのですが、部活動の教育的意義、役割を継承・発展させるとは、具体的にどういうことですか。

○**鈴木スポーツ振興課総括課長** 今まで部活動は、体力や技能の向上を図る目的以外にも異年齢との交流の中で生徒同士や生徒と教師との好ましい人間関係の構築を図ったり、それから学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場としての教育的意義を有してきたと考えております。先ほど言ったように、地域移行が進みますので、今の教育的意義を継承しながら、地域で同じような取り組みをさらに深めながらやっていく趣旨と理解しております。

○**斉藤信委員** これはそんなに簡単な話ではないと思うのです。学校の部活動だから教育的意義があって、経験のない人も部活動の顧問になったりして頑張っているわけです。そういう学校教育における教育的意義があるから、みんな頑張っているところがありますよね。それを地域のクラブ活動で継承、発展させるというのは、大変な課題だと思います。私は、本当に安易に書かれているなとびっくりしているのです。

そこで、6ページ目のオに行きますけれども、校長は、部活動の指導方針（ねらい・指導体制・休養日や活動時間の設定等）について、教職員、部活動指導員、保護者、外部指導者等が共通理解を図る機会を設定する。実は、教育振興計画の中にも部活動というものがあって、こういうメンバーで指導計画をつくと書かれていて、本来、生徒の自主的、自発的な活動として部活動があるわけです。それならば、この活動計画を立てることは、基本的には生徒自身が活動計画を立てる、そこに専門家が専門的な助言や指導をすることなのだと思うけれども、生徒を除外して校長はとなっているのです。これは、主役の生徒がいない話になってしまいませんか。

○**菊池保健体育課総括課長** 部活動の方針の共通理解を図る機会の設定についてでございますけれども、本方針では、学校部活動の適切な指導の実施に向けて生徒との対話を重視し、コミュニケーションを十分図った上で指導を行うこととしております。各学校の部活動の指導方針は、具体的にはねらい・指導体制・休養日や活動時間の設定等を指すものがありますが、これらにつきましても生徒との十分なコミュニケーションの上で策定しているものであると認識しております。

共通理解を図る機会の設定につきましては、当該指導者や全ての教職員、保護者など、

多くの関係者に対する共通理解を図る機会を設定するよう各学校に依頼しているものであります。

○**斉藤信委員** 自生徒自身が自主的、自発的に部活動に参加するのです。それならば、活動方針も活動計画も子供たちが中心になって立てる。ここに生徒がいないのです。これは、本来あるべき部活動の姿としてはおかしいのではないですか。

学校の部活動だから、こっちに聞きましょう。おかしいのではないですか、ここに生徒が全然入らない。生徒はコミュニケーションの対象ではなく、主役なのだと思います。だから、甲子園に出場する高校も、今は選手自身が自分たちの目標や計画を立てるスタイルです。だから、生徒主役の部活動をしっかりやらないといけないと思います。自主的、自発的という部活動の本来の意義が見えてこなくなるのではないかと思うのですけれども、いかがですか。

○**菊池保健体育課総括課長** 斉藤信委員御指摘のとおり、生徒の自主的、自発的な行動、活動というのは大変重要なものであります。生徒自身がさまざまな機会において、さまざまな考え、意見を述べながら、そして顧問の先生と共有しながらコミュニケーションを図り、最善のものを生徒と顧問で決定して、活動に結びつけていくということを認識しているところであります。

したがって、生徒の考え、行動を前面に出していきながら、生徒の考え等を十分取り入れながら、活動を充実したものにしていきたいと考えます。

○**斉藤信委員** 教育振興計画もそういう表現があったので、私はそこには異議がありました。生徒が主役の部活動という位置づけをもっと明確にすべきだと思いますので、そのことは指摘をしておきます。

10 ページの4のエ、県、学校の設置者及び校長は、学校部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることを踏まえ、生徒の意思に反して強制的に加入させることがないように、最後のところに生徒が主体となって活動できる体制となるよう配慮するとあります。私は配慮だけではないと思います。もっと厳密に、例えば強豪校であれば、高体連で優勝するとか全国ベスト8を目指すとか、目標があってもいいのです。そうでない学校は、自分たちで目標を立てて、活動計画も立ててやるということになると思うのです。そうしてこそ自主的、自発的な意欲が出てくるし、自治意識も鍛えられると思うのです。その辺りを少し吟味してやっていただきたいと思います。

それと、地域クラブ活動についてです。小西和子委員も質問されました。18 ページに会費の適切な設定と保護者等の負担軽減があって、地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒や保護者、地域住民等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定するとあるのです。地域クラブ活動の団体、運営主体は、例えば部活動は競技によって違うわけです。これは、それぞれの例えば卓球部であったら卓球の運営主体がつけられるのですか。

○**鈴木スポーツ振興課総括課長** 地域クラブの受入れ団体でございますが、受け入れ団体

はそれぞれの競技ごとに市町村の体育協会、スポーツ協会、あとは競技団体、スポーツ少年団、総合型スポーツクラブなどが想定されるものです。それらが競技ごとに地域で運営主体を設置すると考えております。

○**斉藤信委員** そうすると、競技ごとに陸上の地域クラブ、バスケットボールの地域クラブを設置することになるわけですね。私は競技ごととなったら、それは大きい市段階ならいいけれども、町村段階になったら大変ではないのかという感じがしますし、指導者が入って運営するとしたら経費が必要です。そうすると、地域に移行すれば、保護者の負担が発生する。可能な限り低廉な会費と言っているけれども、これは運営できる範囲での話です。実際にこういう地域クラブ活動は県内にあるのでしょうか。その実態は把握されているのでしょうか。

○**鈴木スポーツ振興課総括課長** 国の実証事業を使っておりますし、今年度も5団体モデル事業を実施しております。そのモデル事業の中で、市町村によってそれぞれ競技は違いますが、地域クラブ活動の移行の試行なりを実証事業をやっているところであります。

○**斉藤信委員** つまり、まだないということですね。競技ごとの地域クラブ活動が既にあるわけではない。

○**鈴木スポーツ振興課総括課長** モデル事業でやっているものも既に移行に取り組んでいると考えれば、ございますし、既にモデル事業を過去にやって、自走をしている、市町村独自で取り組んでいる団体もございますので、県内には地域クラブとして活動している団体はございます。

○**斉藤信委員** リアルに紹介してください。

○**鈴木スポーツ振興課総括課長** 例えば岩手町では、3年、4年で地域移行するホッケーの事業をやりましたし、葛巻町でも幾つかの競技をモデル事業で実施しまして、バスケットボール、野球、サッカー、柔道など数競技にわたって既に地域移行の事業をやっております。それから、令和4年からは大船渡市がモデル事業を実施しておりますが、陸上競技やバレーボール、バドミントンなどの競技を地域移行として取り組んでいるところであります。そのほかの市町村でも既に取り組んでいるところであります。

○**斉藤信委員** 取り組んでいるところの会費はどうなっているのですか。

○**鈴木スポーツ振興課総括課長** モデル事業をやっているところでは、国の交付金が入っていることもあり、会費を取っていないところが多いです。市町村によっては、数百円から数千円の会費を取っているところもございます。

○**斉藤信委員** 岩手町のホッケーというのは、町挙げて取り組んでいます。あとは、洋野町の大野では卓球が盛んで、町が指導者を配置して取り組んでいるということも聞いています。だから、町が町づくりとして取り組んでいる、そういうのはもう本当に町挙げてという感じあるのですけれども、これが例えば陸上など多様な競技になったときに可能なかということも部活動の問題としてあるのではないかと思います。

18 ページに保険の加入とあります。学校のクラブ活動であれば、学校保険の事故で補償

があると思うのですが、地域移行した場合は、別の保険になるということにでしょうか。

○鈴木スポーツ振興課総括課長 学校のクラブ活動で入る保険は、恐らく学校活動中の災害を受けた場合の保険だと思いますので、それとは別の保険に加入をしております。

○斉藤信委員 恐らく令和5年度から7年度は、できるところから地域に移行する時期だと思いますけれども、それでもまだ平日は学校の部活動が中心になると思うのです。そして、土日はどちらかという方針にもなっているのです。土日2日間というのではなくて、土日のどちらかは地域での活動ということだと思います。

そういう意味で、学校管理下の部活動が引き続き重要ということで、部活動のあり方という点では、部活動を指導する教員、顧問の手当はどのように見られているのか。残業時間として見られるのか示してください。

○大森教職員課総括課長 文部科学省の手引で、有償の場合は兼職兼業の許可が必要になりますけれども、その場合の目安として、クラブ活動の指導をする場合に単月で100時間以上、複数月の平均で80時間以上となることが見込まれる場合にはそういう許可を出さないこと、学校における時間外在校等時間と地域団体における労働時間の通算が45時間以内になることが望ましいとされております。

いずれにしても、一定の残業時間が出る場合は、地域団体から超過勤務手当のようなものを出す仕組みを考えるよう示されております。

○斉藤信委員 そうすると、それは兼業ということになりますか。地域団体から手当が出ると、教員の兼業を認め、地域の活動団体から必要な報酬が払われるということでしょうか。

それから、平日に残業時間にかかわってということは、基本的にはないと認識していいですか。

○大森教職員課総括課長 地域の活動団体から報酬等を受けてクラブ活動に従事する場合は、兼職兼業の手続きが必要だと示されております。

○斉藤信委員 平日の残業時間に入ったクラブ活動は、それは残業手当の対象になりますか。

○大森教職員課総括課長 なりません。

○斉藤信委員 終わります。

○上原康樹委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 ほかになければ、これをもって教育委員会からの報告を終わります。

執行部職員入れかえのため、しばらくお待ち願います。

次に、文化スポーツ部から第2期岩手県スポーツ推進計画の策定についてほか1件について発言を求められておりますので、これを許します。

○鈴木スポーツ振興課総括課長 初めに、第2期岩手県スポーツ推進計画の策定について御説明します。資料をごらんになりながらお願いしたいと思います。

まず、1、計画の策定方針についてですが、現在の岩手県スポーツ推進計画が令和5年度までの計画期間となっておりますので、次期計画を策定するものであります。

次に、2、素案からの主な変更点についてでございますが、データを最新のものに修正しましたほか、これまでいただいた素案に対する意見を反映しております。また、事務局において素案の見直しを行っております。

次に、3、素案に対する意見等の反映状況についてでございますが、これまでスポーツ推進審議会、市町村や関係団体、文教委員会、教育委員会協議会、パブリックコメントなどにおいて、また県内の子供たちなどから下にあります表のとおり、さまざまな意見をいただいております。

2ページ、主な意見の反映状況でございます。いただきました素案に対する意見等を次期計画案に反映しておりますので、主なものを説明いたします。

まず、スポーツ推進審議会において、アスリートとして活躍などした女性に係る取り組みに御意見をいただきましたので、これを踏まえまして、指導者やスポーツ団体の役員として活躍できる環境づくりを進めることを次期計画案の主な取り組み内容として追記しております。

それから、12月議会の文教委員会、教育委員会協議会などにおきまして、スポーツ・インテグリティの取り組みや事案が発生した場合の対応等について御意見をいただきましたので、それらを踏まえまして、協議団体指導者をはじめアスリートや保護者等を対象とする研修などによりスポーツ現場での暴力行為、暴言の未然防止等を徹底すること、問題事案が発生した場合は、県体協の相談窓口の活用などによりまして適切なサポートを図ることなどを次期計画案の主な取り組み内容に加えております。

3ページでございます。素案の見直しによる主な修正点でございますが、事務局において改めて素案を見直した部分がございますので、主なものを説明いたします。ボランティア活動を行うための環境整備に取り組むこと、大会や合宿誘致では本県の豊かな自然や世界遺産、スポーツアクティビティなど魅力ある地域資源に加え、震災学習など本県の強みを生かしながら誘致を進めることなどを次期計画案の主な取り組み内容に加えております。

最後になりますが、この第2期スポーツ推進計画は、今後内部の必要な手続を経まして、年度内に策定する予定としております。

それから、資料1として計画の概要、資料2として計画案の本体を添付しておりますので、参考としていただければと思います。以上が第2期岩手県スポーツ推進計画の策定についての説明となります。

続きまして、県営スポーツ施設のあり方県営スポーツ施設のあり方に関する検討状況について御説明いたします。

まず、1、検討の趣旨でございますが、県営スポーツ施設の老朽化が進行している一方、市町村の施設が充実してきており、令和6年度に岩手県文化スポーツ部所管公共施設個別施設計画を改訂する必要があることから、県営スポーツ施設の整理・統合等を検討する必

要がございます。また、東日本大震災津波の影響により凍結されたスポーツ医・科学センター及び多目的屋内練習施設についても、あわせて施設のあり方を検討する必要があります。こうした状況を踏まえまして、県営スポーツ施設全体の規模や配置、機能等の適正化を図るため、有識者の意見を聞きながら、利用状況の変化、中期的なコストの見通し等も考慮し、県営スポーツ施設のあり方を検討しているものであります。

次に、2、県営スポーツ施設の現状でございますが、(1)、現有の施設は記載のとおり、当部で所管している施設9施設ございますが、令和5年4月に供用開始しましたボールパークは、検討の対象外としております。ボールパーク以外の8施設に加えまして、右側にあります大震災の影響により整備計画を凍結した施設、スポーツ健康科学センター、多目的屋内練習施設を検討の対象としまして、合わせて10施設のあり方の検討を行っております。

次に、2ページのスポーツを取り巻く環境でございます。令和4年3月の国の第3期スポーツ基本計画の策定、それから第2期スポーツ推進計画の策定、ラグビーワールドカップ岩手・釜石開催、日本マスターズ岩手大会などの大規模大会の開催や小林陵侑選手や大谷翔平選手の活躍による県民のスポーツへの関心の高まり、あとはスポーツに対する機運の高まり、そして新型コロナウイルス感染症の影響などの取り巻く環境も踏まえながら、施設のあり方を検討しております。

次に、4、県営スポーツ施設に関する課題でございます。施設設備の著しい老朽化、市町村との連携や役割分担、将来人口の展望を踏まえた整理・統合等が県営スポーツ施設の課題として挙げられます。

次に、3ページになります。5、県営スポーツ施設に係る基本的考え方でありまして、県営施設の充実や県と市町村の基本的な役割分担を踏まえまして、県民がスポーツに親しむ環境の確保、競技力の向上を担う施設の整備、全国規模の競技会等を開催できる施設の確保、将来人口の展望や県財政を踏まえた施設マネジメントの推進の考え方にに基づき、施設の維持・改修等に努めることが望ましいと考えております。

次に、6、県営スポーツ施設のあり方に関する検討状況でありまして、基本的考え方、市町村施設の状況等を踏まえまして、有識者や関係団体の意見も聞きながら、検討状況をさらに深めることとしております。

まず、現有の県営スポーツ施設についてでございますが、県営体育館及び勤労身体障がい者体育館は、小規模大会や一般利用が多く、特に県営体育館はバリアフリー化や空調等の機能性が不十分であることから、今後改修を行いながら維持または集約による機能性の高い施設整備をすることが考えられます。

県営屋内温水プールは、競技練習や一般利用の一定の需要はありますが、大会利用は限定的でございますので、今後改修を行いながら維持または民間等における活用を検討することが考えられます。

県営運動公園は、それぞれの施設は県規模から国際規模までの競技大会会場として活用

されております。改修を行いながら維持することが望ましいと考えられます。その中で野球場は、軟式野球場として需要がありますが、県内に類似施設が多いことから、運動公園の機能性や利便性を向上させるため、他の用途として利用することも考えられます。

その他の県営スケート場、県立御所湖広域公園艇庫、県営スキージャンプ場、県営武道館は、利用者数が減少傾向であるものの、全国規模の競技会場または県内唯一の練習施設であることから、改修を行いながら維持することが望ましいと考えられます。

大震災の影響により整備計画を凍結した施設のスポーツ医・科学センターは、スポーツ医・科学の知見に基づく競技力向上を図る観点から、本県におけるスポーツ医・科学の拠点として整備することが望ましく、県民の健康づくりの拠点の必要性もあわせて検討する必要があります。施設の整備は、他の施設との併設をあわせて検討することが考えられます。

多目的屋内練習施設は、県内に屋内練習施設が幾つかありますので、新たに整備する必要性を十分に検討する必要があると考えております。

最後に、7、今後の予定であります。市町村や競技団体等の関係団体にも意見を聞きながら、総合的に検討し、施設のあり方の検討結果を取りまとめることとしております。来年度までの個別施設計画の策定に着手する前に取りまとめる必要がありますので、今年の夏から秋にかけて検討結果を取りまとめられるようさらに検討を深めていくこととしております。説明は以上となります。

○上原康樹委員長 ただいまの報告に対して、質疑はありませんか。

○関根敏伸委員 今後のスポーツ力の向上、あるいは岩手県ゆかりのスポーツ選手の活躍における機運の醸成にもかかわってくるわけですが、一方後段で御説明のありました県営スポーツ施設のあり方の検討状況でございます。老朽化が進む中で、今後の維持、改修に係る経費も多額になってくるのではないかと思います。改めて、文化スポーツ部における県営スポーツ施設以外に所管をしている施設はありますか。

○柏葉企画課長 文化スポーツ部においては、文化スポーツ関連の施設以外はございません。

○関根敏伸委員 ここに載っている9カ所だけという認識でよろしいのですか。

○柏葉企画課長 本日御説明しました県営スポーツ施設以外では、文化関連の施設がございます。岩手県民会館、岩手県公会堂とガイダンスセンターの三つの文化施設がございます。

○関根敏伸委員 要は、スポーツに関連することだと思しますので、いわて盛岡ボールパーク以外の8カ所の施設の直近の維持費は年間どの程度かかっているか今後の検討状況によって変わってくることもあろうかと思いますが、維持や改修等の年間の経費の見通しは立てていらっしゃるのでしょうか。

○鈴木スポーツ振興課総括課長 令和6年度の当初予算になりますが、これは9施設に加えて旧県営野球場の費用も若干ありますので、全体で7億5,000万円弱ほどになります。

○**関根敏伸委員** やはり多額の維持経費がかかっていると認識しております。その上で少し意地悪な質問かもしれませんが、県営のスポーツ施設は盛岡市に集中しているわけです。一部は八幡平市と雫石町にあるわけですが、県営施設が県の中核的都市に集中をしているのは合理的な当然判断とは思いますが、今後のさまざまな県営施設のあり方も含めて所感があればお伺いしたいと思います。

○**鈴木スポーツ振興課総括課長** 今挙げました九つの施設のうちの多くが1回目の国民体育大会の際に整備したものでありまして、そのときの会場地が盛岡市が中心だったということもあり、今の状況になっておりまして、なおかつ年数が経過し、老朽化しているものと認識しております。

今後施設を設置する場合には、改めて県として県全体を見ながら整備することも含めて考えていく必要があると考えております。

○**関根敏伸委員** 少し意地悪な質問で済みません。確かに最初の国民体育大会が開催されたということも理由にあるということを知ることになりました。

そんな中で、今回この9番目のきたぎんボールパークは盛岡市との共同設置ということになったわけですが、部署は違いますが、少し計画がおくれている動物愛護センターも岩手県と盛岡市が共同設置という、こういう動きがさまざま出ているようですが、改めてこの共同設置に至った経緯と盛岡市と岩手県の年間の維持費の負担割合はどういう形になっているのか教えていただきたいと思っております。

○**鈴木スポーツ振興課総括課長** きたぎんボールパークの設置の経緯でございますが、盛岡市営球場、岩手県営球場ともに設置からかなり年数がたっておりまして、老朽化しております。盛岡市営球場の改修計画が出ておりましたが、当初1万人の収容人員の規模で計画を予定しておりましたが、岩手県と一緒に設置することにより、より高規格な施設を建設しようとお話がありまして、プロ野球も呼べる2万人規模のボールパークを設置したという経緯があったものであります。

さまざま市町村との役割、県は市町村の補完をする役割になってまいりますので、今後もし施設整備がある場合は市町村の意見も聞きながら、どういう手法でやっていくかも含めて検討していく必要があると認識しております。

○**関根敏伸委員** 今御答弁があったとおり、御説明いただいた状況のあり方についても県と市町村との連携ということが明記されております。中核的なスポーツ施設は、市町村を含めた県全体で担っていけるように連携、役割分担をしていく、そして基本的には中核的な施設をしっかりと維持をしていき、その上で補完性の原理にのっとりさまざまな整備でありますとか維持管理をしていくという御認識だと思うのですが、こういった認識があったときに、県営の施設でないにしても、市町村が担っている県営施設を同規模な中核の施設も多々あるかと思うのですが、それは御部ではどのように認識をされておられますか。

○**鈴木スポーツ振興課総括課長** 例えば県営運動公園の野球場など集客施設がない施設は

県内各地にございます。そういうものも踏まえると、運動公園の中で維持していくかどうかというのも含めて検討していく必要があると考えております。

また、インターハイ等を契機としまして、各市町村の体育施設も大分充実してきておりますので、先ほど御説明しました基本的な考え方の四つにのっとりまして、県として施設を維持するのかどうか検討していく必要があり、今回改めてあり方検討を進めているものであります。基本的な考え方は、先ほどの資料の3ページの上のほうに4項目ございます。この4項目の基本的な考え方にのっとりまして、あり方検討を今進めているというところでありまして。

それから、先ほどきたぎんボールパークの経費の関係について答弁をしておりませんでした。維持費につきましては、県と盛岡市で50%対50%の負担を毎年しております。

○関根敏伸委員 インターハイのことも触れられましたが、岩手県の中核的な施設を担っている市町村の施設という意味で少し遠回しな言い方をしましたが、私の認識としては、北上市が所有しております北上総合運動公園は、まさにインターハイが行われ、希望郷いわて国体が行われ、釜石市の釜石鶴住居復興スタジアムもワールドカップが行われた施設であるわけでありまして。そこは基本的には市町村がつくられて、市町村が維持管理を担っている施設になると思うのですが、県の県営施設の維持管理と同様に市町村が持っている施設の維持管理費も年々厳しい状況になっている中で、今回改めて市町村と県の連携、役割分担が示されたわけございます。

きたぎんボールパークは完全に折半、共同設置ですから、そうなっているのは当然だと思うのですが、中核的な全県的な機能を持つ市町村が持っている施設についても、維持管理の在り方をある程度役割分担という文面にのっとりまして、経費の負担をどうしていくのか検討していくことも必要ではないかと思うのですが、御認識をお伺いいたします。

○鈴木スポーツ振興課総括課長 北上総合運動公園の陸上競技場につきましては、先ほどお話がありましたように、各種大会をやっていただきまして、インターハイ、国民体育大会等を開催していただいております。県内で陸上競技場では唯一の第1種公認を取っております。全国的な大会につきましては基本的に北上総合運動公園で開催する状況になっております。

第1種公認を受ける場合、さまざま多額の経費が必要になっているということも聞いておりますので、北上市の考え方も確認しながらどういう対応ができるのか、必要があれば、考えていく必要があると認識しております。

○上原康樹委員長 関根敏伸委員の質疑の途中ではありますが、おおむね再開後2時間が経過いたしましたので、この際10分間ほど休憩いたします。関根敏伸委員、御了承願います。

〔休憩〕

〔再開〕

○上原康樹委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○**関根敏伸委員** 御答弁で北上市のことも触れていただきました。御指摘のとおり、県内唯一の第1種の陸上公認競技場ということで、第1種を維持する上では相当細かな基準が決められているようでございまして、トラックを8レーンまたは9レーン、1レーンの幅は1メートル220とか、スタートラインの厚さとか18ミリメートル以上とか、明確に決められているようでありまして、あわせて第1種を維持するためには、第3種の準備場も造らなければならない、第3種公認の補助陸上競技場もセットでつくらなければならないということが明確に定められているようでありまして、北上市では大体5年に1度、公認の更新をするわけですが、第1種を維持する費用だけで12億円程度かかっている。これは恐らく年間の競技場そのものの維持費は含まれておりませんので、第1種の公認を維持するための費用だけで12億円かかっていると伺っております。また、先ほど触れましたも年間3億円程度の維持費がかかっているということでございます。いずれの施設も私の認識では、岩手県にあっては県営の施設ではないにしろ、全日本あるいは国際競技用に耐える象徴的な施設だと思っているわけです。

そんな中で、今回在り方検討会がつくられて、令和6年度中に方向性が示されるわけですが、市町村との連携、補完性の原理ですとか、さまざまなことがここで触れられているわけでありまして、しっかりと市町村保有の施設の維持費の県の関与のあり方、基準について、具体的に踏み込んでつくっていくことも必要なのではないかと思います、いかがでしょうか。

○**鈴木スポーツ振興課総括課長** 関根敏伸委員から今お話がありましたとおり、北上市の北上総合運動公園は、5年に1回公認の手続きが必要だということで、多額の経費がかかっていると聞いております。北上総合運動公園につきましては、先ほども申し上げたとおり、インターハイ、国民体育大会、さまざまな競技を開催していただいておりますので、その都度県としても大会を成功させるためにも整備が必要ですので、整備の支援を行ってきたところであります。お話が出ました釜石鶴住居復興スタジアムにつきましても、ラグビーワールドカップの会場でしたので、県も支援しながら整備を進めてきたところであります。

お話がありました今後の市町村の施設との関係性でございますが、今回このあり方につきまして、市町村なり関係団体にもあり方について御紹介する予定ですので、その場でさまざまな御意見が出てくるのではないかと考えております。それも踏まえまして、今後の市町村の施設等のあり方も含めて、さらに検討していきたいと考えております。

○**関根敏伸委員** ぜひ意見を照会しながら、市町村の声を吸い上げていただきたいと思っております。

先ほど申し上げました、やはり県営の施設が盛岡市に集中をしているということについても、1回目の国民体育大会が開催された当時とは道路事情もさま変わりしているわけでありまして、道路の縦軸、横軸が大きく整備されている中で、県営施設の新築はなかなか難しいのかもしれませんが、市町村で有している施設を例えば県営に移管をしていく、共同管理をしていくなど、きたぎんボールパークや動物愛護センターのようなあり方をぜひ

スポーツ施設の中で、あるいは文化施設も含めて文化スポーツ部が所管している施設のあり方について、踏み込んだ御検討と方向性を示されることを御期待申し上げまして、最後に部長から、お話をいただければと思います。

○小原文化スポーツ部長 今回この8施設につきまして一つの考え方を示させていただきましたけれども、県全体のスポーツ施設の状況についても今回つぶさに調べ上げて、どういう利用状況かですとか機能について、あるいは老朽化の具合について調べさせていただいたところでもあります。県全体の状況も見ながら、先ほどおっしゃったような市町村の施設へどういふかわり方ができるかということ、それから今さまざまな整備手法が出てきておりますので、そういったこともしっかり研究しながら、他県の事例なども研究しながら検討を進めてまいりたいと思っています。

○斉藤信委員 スポーツ推進計画については12月の常任委員会で意見を述べましたので、今日は県営スポーツ施設のあり方について報告いただきました。これについて質問したいと思います。

一つは、検討状況について今日資料が出されたのですけれども、検討委員会のようなものがあって検討されたものでしょうか。

○鈴木スポーツ振興課総括課長 先ほども御説明しましたとおり、当部の個別施設計画、来年度までとなっておりますので、その個別施設計画の改訂作業に着手する前に県営スポーツ施設のあり方について検討しているものでありまして、懇談会を設けて検討しております。懇談会の構成は、スポーツや施設管理、公民連携等に関する県内外の有識者7名が参加しておりまして、今年度に入ってから検討しているところであります。

○斉藤信委員 今年度に懇談会を設置して、何回ぐらい会議をやったのですか。

○鈴木スポーツ振興課総括課長 今年度設置しまして、1回目が6月、その後8月、9月、11月、1月と5回開催して検討を進めてきたところであります。

○斉藤信委員 わかりました。

最後のページで3ページ目ですけれども、今後のあり方検討結果を取りまとめる。先ほど、夏までと言いましたか。

○鈴木スポーツ振興課総括課長 夏から秋にかけて。

○斉藤信委員 夏から秋にかけて。そして、来年度中に個別施設計画を立てるというスケジュールですね。

○鈴木スポーツ振興課総括課長 今回のあり方検討につきましては、先ほども御説明しましたとおり、今年の夏から秋までにかけて取りまとめまして、それを踏まえまして当部の個別施設計画を来年度中に着手する予定でございます。

○斉藤信委員 そうすると、今後のあり方検討結果は懇談会の報告書というようになるのか、懇談会の答申を受けて、文化スポーツ部の検討結果ということになるのか、どちらですか。

○鈴木スポーツ振興課総括課長 懇談会の検討結果を受けまして、部として検討結果につ

きましては取りまとめる予定であります。

○**斉藤信委員** 個別計画は来年度着手となっていますけれども、この文章では、令和6年度に策定に着手する個別施設計画に反映させるとあります。着手とは、いつまでにこれをつくるという意味ですか。

○**鈴木スポーツ振興課総括課長** 当部としましては来年度内に計画と個別計画案をまとめまして、まとめた後に翌年度に入るかもしれませんが、その後関係部局との調整をする予定にしております。

○**斉藤信委員** そうすると、文化スポーツ部として令和6年度中にまとめ、それが県の計画になるかどうかということですね。もちろん個別施設計画は財政が絡むので、財政課と協議をしながら部の計画をまとめることになると思うのです。

それで、やっと具体的な方向性の概略が示されたと思います。そこで、一つずつお聞きしますが、県営体育館及び岩手県勤労身体障がい者体育館の利用状況はそれぞれどうなっているのか。

もう一つは、県営体育館を改修するとして、改修程度で新たな需要に応えられるものなのか。いかがでしょうか。

○**鈴木スポーツ振興課総括課長** まず、県営体育館の利用状況であります。令和4年度の状況になりますが、利用者数5万8,000人ほどであります。利用率ですが、日ごとの率になりますが、98%ほどになります。

○**斉藤信委員** 98%。

○**鈴木スポーツ振興課総括課長** はい。日単位で見ればかなり利用率は高くなっております。

それから、勤労身体障がい者体育館であります。これも令和4年度の実績でございますが、利用者数は2万5,000人ほどになります。利用率は日単位で見ますと、100%の状況になっております。

体育館につきまして、改修で対応できるのかどうかという御意見がございましたが、改修等をする場合はエレベーターなどのバリアフリー化、それから冷暖房設備が古く機能が落ちていると聞いていますので、その辺りの大規模改修が必要になってくると考えております。

○**斉藤信委員** 利用率はすごいですね。今の利用状況からみると、二つを一つに統合するということはなかなか厳しいですね。

岩手県勤労身体障がい者体育館、障がい者の利用は全体の何%ぐらいを占めるのでしょうか。

○**鈴木スポーツ振興課総括課長** 先ほど利用者全体で2万5,000人ほどと説明しましたが、障がい者はそのうち5,500人ほどでございます。およそ20%ぐらいになっております。

○**斉藤信委員** 障がい者が5,500人、障がい者が使っている施設ではかなり利用が多いということなのではないでしょうか。何も知らなければ、二つ合わせてという発想も出てくるのだけ

れども、これだけ利用されていると、なかなか大変な課題だと感じました。

次に、岩手県営屋内温水プールでありますけれども、一定の需要があるものの類似施設がある。一定の需要とはどの程度の需要なのか、利用状況を示してください。

それから、類似施設というと盛岡市立総合プールがあります。大会もここでかなり開催されていると思うので、その点では県営屋内温水プールの必要をどのように捉えられるのでしょうか。

○鈴木スポーツ振興課総括課長 屋内温水プールの利用状況ですが、令和4年度に年間でおおよそ2万6,000人が利用しております。利用率も日単位で見れば100%の利用になってございます。

それから、温水プールにつきましては類似の施設として、盛岡広域で見れば、市営の温水プールがございますし、盛岡市地熱利用増進センターゆびあすがございます。あとは、民間でも水泳クラブ等がございますので、それらの施設も類似の施設に入るかと考えております。

○斉藤信委員 屋内温水プールは文化スポーツ部の所管でしたか。以前は環境生活部で所管していましたよね。

○鈴木スポーツ振興課総括課長 斉藤信委員がおっしゃるとおり、これはもともと地熱利用で国の事業で始めましたプールであります。今地熱利用事業は終わりました、熱源も変えまして、文化スポーツ部ができたときにスポーツ施設ということで当部が所管しているものであります。

○斉藤信委員 屋内温水プールについては何度か質問したことがあって、意外と赤字体質だったのではないのでしょうか。

○鈴木スポーツ振興課総括課長 屋内温水プールにつきましては、今指定管理で実施しております、指定管理の費用が令和4年度は大体1億円ほどかかっているところであります。

○斉藤信委員 盛岡南高等学校は水泳部が盛んで、確かあそこにも温水プールがあったのではないのでしょうか。

○鈴木スポーツ振興課総括課長 済みません、盛岡南高等学校の件につきましては申し訳ないのですが、承知しておりません……。

盛岡南高等学校は、温水プールがあるということです。

○斉藤信委員 盛岡南高等学校は県内では水泳部が強豪で、今度不来方高等学校と統合し、盛岡南高等学校には盛岡工業高等学校が来るので、温水プールをどのように盛岡工業高等学校で活用するのか。これは教育委員会に聞かないとわからないことですか。

活用はされている。なかなか難しいですね、あまり便のいいところではないのだけれども、どのような人が活用しているのですか。

○鈴木スポーツ振興課総括課長 例ということでお聞きいただきたいのですが、夏休みは家族連れが行っていると聞いていますし、仕事が終わってから体力づくり、健康づくり等

で行っているサラリーマンもいると聞いております。

○**斉藤信委員** わかりました。県営運動公園については、県規模から国際規模までの競技会場として利用されている、国際規模の協議がスポーツライミングですね。

○**鈴木スポーツ振興課総括課長** はい。

○**斉藤信委員** 陸上競技場はたしか第2種ということで、これは北上が第1種で、県営運動公園が第2種ということですが、これは全体のスポーツ競技の振興にとってやはり二つ必要なものかどうか。どういうものですか。

○**鈴木スポーツ振興課総括課長** 先ほど北上の陸上競技場の際にも出ましたけれども、運動公園もそうですが、5年ごとに1種、2種の改修工事が必要になってまいります。そうすると、工事の期間が結構かかりますので、片方だけですと県内規模の大会も開催しきれない状況になりますので、双方必要だと考えております。

○**斉藤信委員** わかりました。恐らくそうだと思います。

それから、野球場も少し議論になっているのですけれども、実は県営野球場と市営野球場が一つになりまして、私の地元に旧市営球場があって、つい最近まで朝野球という、もう本当に使われているのです。今は閉鎖しまして、小西和子委員からは野球場の予約が取れないという話もありました。その関係で、野球場の需要という点からいけば、決して多くはないのではないか、朝野球をやっている方々がきたぎんボールパークを頻繁に使えるわけでもない気がするのですけれども、県営運動公園の野球場は予約でいっぱいではないかと思うのですけれども、どのような状況ですか。

○**鈴木スポーツ振興課総括課長** 県営運動公園の野球場の利用状況でございますが、これも4年度になりますが、利用者数は1万2,500人ほど年間でございます。利用率はあまり高くなくて、38%ほどでございます。盛岡広域にも市町村営の野球場ございますし、市町村で学校開放等も行っていますので、それらとあわせて対応することも可能かと考えております。

○**斉藤信委員** わかりました。この利用状況であれば、いろいろ検討の余地があると感じます。

その他のところで岩手県営スケート場、スケート関係者の方から、あのスケート場はもう使えないと話を聞きました。屋外ですね。氷を張るにしても、とてもではないけれども、全国的な大会をやれるようなスケート場ではない。一度八戸市のスケート場を見てきてくれという要望もいただいて、八戸市は立派なスケートリンクを造って、大規模な大会もやりましたが、岩手県もそういう発想の転換が必要な時期に来ているのではないかと思います。屋外ということであれば、全国的な大会を開催するにはなかなか難しいのではないのでしょうか。いかがですか。

○**鈴木スポーツ振興課総括課長** 県営スケート場でございますが、斉藤信委員からお話がありましたとおり、施設がかなり老朽化しておりまして、氷を作る冷凍機は年数がたって少し機能が落ちているというのはそのとおりであります。暖冬もありまして、時期的に氷を

張るのに厳しいということもあると聞いております。一方、八戸市に世界規模の大会が開催できるYSアリーナができて、そちらでさまざまな全国大会、国際的な大会を開催していることは承知しております。

県営スケート場につきましては、さまざまな御意見が出ておりまして、全日本の選抜やインターハイを屋外でも開催している実績がございますし、競技者の育成という観点でも使用しておりますので、そういう観点では屋内とまで言わなくても、屋外で維持していくことが必要かということで本日御説明した内容としております。

○**斉藤信委員** 恐らく利用者、競技者から見たら、もう改修してほしいと思うくらいで、私関係者から直接要望をいただいたところであります。

八戸市のYSアリーナは公設ですか、民営ですか。

○**鈴木スポーツ振興課総括課長** 公設だと聞いております。八戸市の市営です。

○**斉藤信委員** 市営。

○**鈴木スポーツ振興課総括課長** 青森県ではなくて八戸市の施設になっております。

○**斉藤信委員** 八戸市はすごいね。いろいろな事情があると思いますけれども、スケート協会の関係者が私にそういう要望を伝えておりましたので言っておきます。やるのならば、しっかりとやる。最近スケートの選手も全国大会などで活躍をしていますから、それに応えた施設が必要なのではないか。

最後ですけれども、スポーツ医・科学センター、きょうの説明では整備することが望ましいと、国民の健康づくりの拠点の必要性もあわせて検討する必要があると、施設の整備については他の施設との併設をあわせて検討することが考えられる。健康づくりの拠点、もう一つは他の施設との併設とは、具体的にどういうイメージでしょうか。

○**鈴木スポーツ振興課総括課長** スポーツ医・科学センターにつきましては、競技力向上、スポーツ医・科学の観点から競技力向上という観点で拠点づくりが必要だと考えていましたし、当課のスポーツ医・科学の担当は健康づくりの事業もやっておりますので、それらの拠点としてもあわせて整備することが考えられると思っております。

施設整備につきましては、さまざまな整備の仕方あるのですが、単独だけでなく岩手県で整備をする、もしくは整備してある施設の中に入って拠点をつくるということも考えられますので、それらも含めて検討していきたいということでもあります。

○**斉藤信委員** スポーツ全体を考えると、スポーツ医・科学センターの役割はすごく大きいし、秋田県は施設の中でしっかりした医・科学センターが整備されている。競技大会でもしっかりしたトレーナーが配置をされるということも大変大事なことです。これは知事の前向きな公約でもあるので、ぜひ実現させていただきたいと思えます。

国民体育大会のときに整備されたものが一挙に改修の時期を迎えるということで、一気にということは本当に難しいところがあるのだと思います。夏から秋にかけてあり方の検討結果が出るということですので、それに期待しながら、あとは意見があった市町村との連携の在り方というのも当然議論すべき課題だと思いますので、その点を踏まえてよろし

くお願いしたい。終わります。

○上原康樹委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 なければ、以上をもって文化スポーツ部からの報告を終わります。

文化スポーツ部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

委員の皆様には次回の委員会運営等について御相談がありますので、少々お待ち願います。

それでは、次回の委員会運営についてお諮りいたします。次回4月に予定しております閉会中の委員会ではありますが、所管事務の現地調査を行いたいと思います。調査項目については、東北発博物館・文化財等防災力向上プロジェクトについてといたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

○斉藤信委員 異議ないのですが、ポケモン化石博物館のはもう終わったのですか。博物館としては思い切って発想を転換して、注目を浴びるいい展示会をやったと思っていたので、その話も聞ければと思います。

○上原康樹委員長 そのほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 おって、継続調査と決定いたしました件につきましては、別途議長に対し閉会中の継続調査の申出を行うことといたしますので、御了承願います。

次に、委員会調査についてお諮りいたします。当委員会の来年度の委員会調査については、お手元に配付しております令和6年度文教委員会調査計画（案）のとおり実施することとし、調査の詳細につきましては当職に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

○斉藤信委員 意見だけ。私がさっき質問したけれども、八戸方面に行くのであればYSスケート場を希望します。

○上原康樹委員長 今年度に行ってしまったのです。

○斉藤信委員 残念。わかりました。

○上原康樹委員長 ほかに御意見はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 ないようでございますので、さよう決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。